



「第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び
設備の基準に関する規則第十三条
(ピット処分又はトレンチ処分に係る廃棄物埋設地)
第1項第三号及び第四号への適合性について」

2022年 12月22日

日本原子力発電株式会社



第二種埋設許可基準規則への適合性(1/3)

第二種埋設許可基準規則※

(ピット処分又はトレンチ処分に係る廃棄物埋設地)
 第十三条 ピット処分又はトレンチ処分に係る廃棄物埋設地は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

三 埋設する放射性廃棄物に含まれる放射性物質(ウラン二三四、ウラン二三五及びウラン二三八に限る。)について、その総放射エネルギーをメガベクレル単位で表した数値を当該放射性廃棄物、人工バリア、土砂その他の廃棄物埋設地に埋設し、又は設置する物の重量をトン単位で表した数値で除して得た値が一を超えず、かつ、当該廃棄物埋設地内における当該放射性物質の分布がおおむね均一であること。

<第二種埋設許可基準解釈>

第13条(ピット処分又はトレンチ処分に係る廃棄物埋設地)

7 第1項第3号の「廃棄物埋設地内における当該放射性物質の分布がおおむね均一」とは、廃棄物埋設地内を体積が同程度である複数の区域に区分した場合にそのいずれにおいても、ウラン(ウラン二三四、ウラン二三五及びウラン二三八に限る。)の放射能濃度が10メガベクレル毎トンを超えないことをいう。

第二種埋設許可基準規則※への適合性

埋設する放射性廃棄物に含まれるウラン二三四、ウラン二三五及びウラン二三八の総放射エネルギーは、金属類が 8.7×10^{-1} MBq、コンクリート類が 1.8×10^0 MBqであり、当該廃棄物の重量が金属類が6,100トン、コンクリート類が9,800トンである。人工バリア、土砂を含まない当該廃棄物の重量のみでそれぞれを除した数値は、金属類が 1.5×10^{-4} 、コンクリート類が 1.8×10^{-4} となり、いずれも一を超えない。

廃棄物埋設地に埋設する廃棄物の放射能濃度の分布はおおむね均一(放射能濃度の最大は、平均から2桁以内)であるものを、金属類及びコンクリート類で埋設トレンチの区画を分けて埋設するため、区画ごとの放射能濃度もおおむね均一となる。なお、ウラン二三四、ウラン二三五及びウラン二三八を含む全αの最大放射能濃度は4 MBq/t (機器ごとの最大の放射能濃度を10倍にして設定しており、主要な放射性物質はAm-241など)であることから、埋設する放射性廃棄物に含まれるウラン二三四、ウラン二三五及びウラン二三八の放射能濃度は10 MBq/tを十分に下回るものである。

第1表 放射性物質の放射エネルギー及び平均放射能濃度

放射性物質の種類	金属類(MBq)	コンクリート類(MBq)	金属類(MBq/t)	コンクリート類(MBq/t)
U-234	6.0×10^{-1}	8.6×10^{-1}	9.8×10^{-5}	8.8×10^{-5}
U-235	1.1×10^{-2}	3.8×10^{-2}	1.8×10^{-6}	3.8×10^{-6}
U-238	2.5×10^{-1}	8.2×10^{-1}	4.2×10^{-5}	8.4×10^{-5}
合計	8.7×10^{-1}	1.8×10^0	1.5×10^{-4}	1.8×10^{-4}

※ 第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

第二種埋設許可基準規則への適合性(2/3)

第二種埋設許可基準規則※

(ピット処分又はトレンチ処分に係る廃棄物埋設地)

第十三条 ピット処分又はトレンチ処分に係る廃棄物埋設地は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

四 前条第一項第五号及び第六号に定めるものであること。

<参考>

第十二条

五 埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始までの間において、埋設した放射性廃棄物に含有される化学物質その他の化学物質により廃棄物埋設地の安全機能が損なわれないものであること。

第二種埋設許可基準規則※への適合性

可燃性の化学物質及び可燃性ガスを発生する化学物質として、「消防法」及び「危険物の規則に関する政令」に定められるものを想定するが、埋設する放射性廃棄物は金属類及びコンクリート類であり、金属製の収納容器又は難燃性のプラスチックシートのこん包材を用いる。また、覆土は土質系材料を用いることから、これらの化学物質は埋設トレンチ内に含まれない。

ただし、その他の化学物質として、雨水等の浸透水とコンクリート類の廃棄物との接触によって溶脱するカルシウム成分等が考えられる。これにより、二次鉱物の生成やpH等の水質変化が考えられるが、埋設トレンチ内への年間の浸透水量は非常に小さく、安全機能が損なわれることはない。

安全機能のうち、漏出低減機能を有する最終覆土(低透水性土層)及び表面遮水については、埋設した放射性廃棄物より上部に位置するため、コンクリート類の廃棄物から溶脱したカルシウム成分等を含む浸透水の影響を受けない。また、側部低透水性覆土については、水理的に浸透水の流れが側部低透水性覆土からコンクリートへの方向となるため、影響は小さい。

なお、安全機能のうち、遮蔽機能を有する中間覆土については、カルシウム成分等による影響はない。

※ 第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則



第二種埋設許可基準規則への適合性(3/3)

第二種埋設許可基準規則※

(ピット処分又はトレンチ処分に係る廃棄物埋設地)

第十三条 ピット処分又はトレンチ処分に係る廃棄物埋設地は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

四 前条第一項第五号及び第六号に定めるものであること。

<参考>

第十二条

六 廃止措置の開始までに廃棄物埋設地の保全に関する措置を必要としない状態に移行する見通しがあるものであること。

第二種埋設許可基準規則※への適合性

廃止措置の開始までに廃棄物埋設地の保全に関する措置を必要としない状態に移行する見通しがある設計とする。

廃棄物埋設地への雨水及び地下水の浸入を十分に抑制し、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始まで(埋設の終了後50年程度)の間において、廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を低減する機能を有し、埋設した放射性廃棄物が廃止措置の開始後に公衆に及ぼす影響を評価した結果、それぞれの基準を満たす設計とする。

※ 第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則



第二種廃棄物埋設許可基準規則への適合のための設計方針

廃止措置の開始後の評価においては、ICRP Publication 81に基づいて、自然過程を考慮する自然事象シナリオ及び人間侵入を考慮する人為事象シナリオについて、本施設に起因して発生すると想定される公衆の受ける線量を評価し、廃棄物埋設地の保全に関する措置を必要としない状態に移行する見通しのある設計とする。

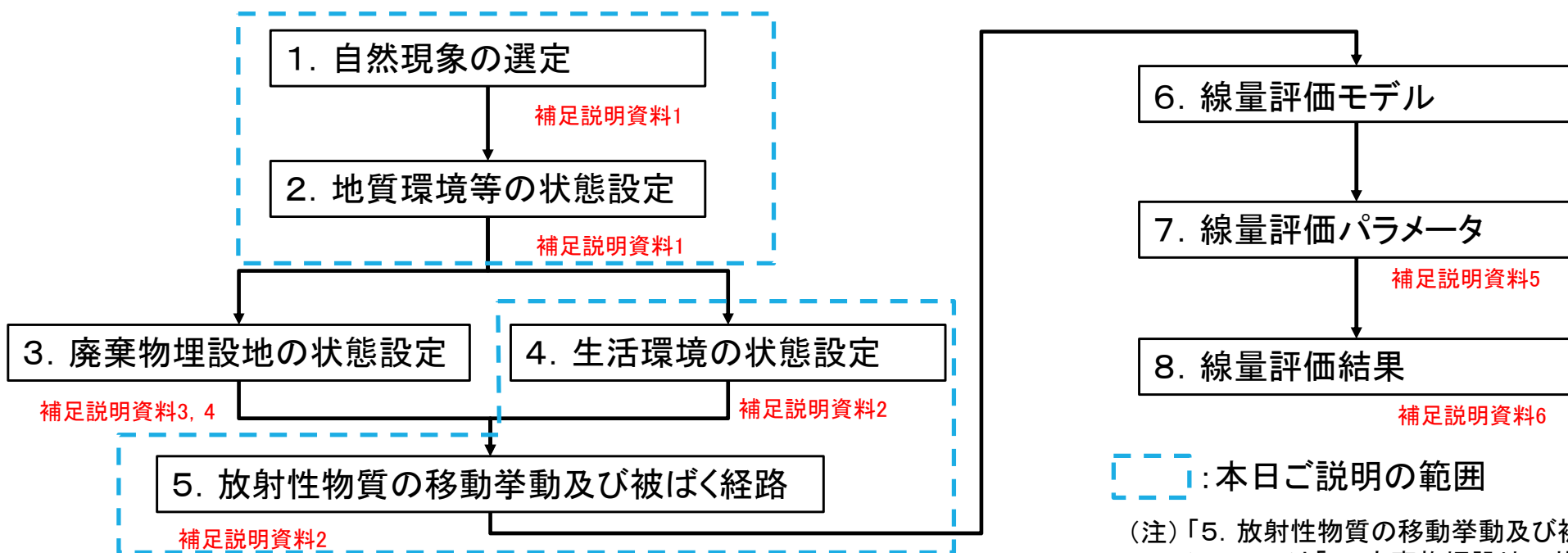
評価シナリオ(線量基準)	評価内容
自然事象シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 廃棄物埋設地に埋設処分する放射性廃棄物に含まれる放射性物質は、廃棄物埋設地に浸透する雨水等が地下水を介して、人の活動する領域に到達する。 ■ 人の活動する領域での放射性物質を含んだ水及び土地を利用した人間活動^{※1}により、公衆が被ばくすることが想定される。 ■ このような 自然事象による廃棄物埋設地からの放射性物質の移動及び公衆の受ける線量を評価する。 ■ 廃止措置の開始後の公衆の受ける線量の評価に当たっては、①将来の地質環境等^{※2}、②将来の廃棄物埋設地の状態及び③将来の公衆の生活環境^{※3}を設定する。
最も厳しい自然事象シナリオ (300 μ Sv/y以下)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 最大の被ばくを受けると想定される評価対象個人の線量であっても、著しい被ばくを受けないことを確認するため、科学的に合理的と考えられる範囲の廃棄物埋設地の人工バリアや天然バリアの状態及び生活環境における被ばくに至る経路の組合せのうち、最も厳しいパラメータを用いて評価する。 ■ 本評価シナリオの評価に当たって、①及び②は線量が大きく厳しくなるようにデータの不確かさ(変動幅)を踏まえて、保守的な状態を設定する。③は現在の生活様式^{※4}を考慮して合理的に保守的でもっともらしい仮定に基づいて設定する。
最も可能性の高い自然事象シナリオ (10 μ Sv/y以下)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平均的な被ばくを受けると想定される評価対象個人の線量が、低く抑えられていることを確認するため、科学的に合理的と考えられる範囲の廃棄物埋設地の人工バリアや天然バリアの状態及び生活環境における被ばくに至る経路の組合せのうち、最も可能性が高いと考えられるパラメータを用いて評価する。 ■ 本評価シナリオの評価に当たって、①及び②は線量が現実的な値となるように、現実的(平均値等の代表性が高い値)に設定する。③は現在の生活様式を考慮して現実的でもっともらしい仮定に基づいて設定する。
人為事象シナリオ (300 μ Sv/y以下)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 廃棄物埋設地の掘削による放射性物質の廃棄物埋設地からの漏えい、天然バリア中の移動及び当該掘削後の土地利用を考慮して、典型的なもっともらしい様式化された人間侵入を考慮し、侵入者の受ける線量及びその他の公衆の受ける線量を評価する。 ■ 本シナリオでは、敷地及びその周辺の一般的な土地利用では生じるとは考えられない廃棄物埋設地のバリアの損傷をもたらす人間活動を対象とする。 ■ 本評価シナリオは発生の可能性が小さい仮想的なシナリオであることから、掘削により擾乱を受ける範囲以外の①～③は過度な保守性を避けるため、最も可能性が高い自然事象シナリオと同様とする。

※1 人間活動:放射性物質を含んだ水及び土地を利用した様々な生産活動、生産物の摂取等 ※2 地質環境等:地質環境、気象環境及び水環境

※3 生活環境:人が活動する領域のうち、放射性物質が到達する領域で、一般的な水の利用と土地の利用が想定される範囲における人間活動の状況 ※4 生活様式:評価対象個人の時間の過ごし方等の人間活動の程度

廃止措置の開始後の評価フロー

- ✓ 廃止措置の開始後において、埋設する廃棄物に起因して発生すると想定される公衆の受ける線量の評価は、第二種埋設許可基準規則及び第二種埋設許可基準解釈※に基づいて行う。
- ✓ 評価の検討フローを第1図に示す。



第1図 評価の検討フロー

〔 〕: 本日も説明の範囲

(注) 「5. 放射性物質の移動挙動及び被ばく経路」については「3. 廃棄物埋設地の状態設定」にも依存するものであるが、影響ないことを後、3. にて説明するため、本説明を前提として5. を本日も説明する。

※ 第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈



補足説明資料1 地質環境等の状態設定

1. 自然現象の選定

✓ 廃止措置の開始後の期間に対して、安全機能を有する施設に大きな影響を及ぼすおそれがある自然現象を選定する。

自然災害，産業事故，原子力発電所の安全性に影響を与える可能性のある外部ハザード，放射性廃棄物処分施設の地質環境及び安全評価に係る情報が網羅的に示される国内外の基準及び文献(14文献)を参考に自然現象を抽出(79事象)

抽出された現象をASME/ANS RA-Sa-2009での評価手法を参考とした除外基準(第2表参照)に該当するものを除外し，自然現象を選定(18事象)

第2表 ASME/ANS RA-Sa-2009での評価手法を参考とした除外基準

基準	除外理由
基準A	廃棄物埋設施設に影響を与えるほど近接した場所に発生しない。
基準B	ハザードの進展・襲来が遅く，事前にそのリスクを予知・検知し，ハザードを排除できる。
基準C	廃棄物埋設施設のバリア機能が損なわれることがない。
基準D	影響が他の事象に包含される。
基準E	発生頻度が他の事象と比較して非常に低い。

第3表 地質環境等の状態設定において考慮すべき自然現象※

起回事象	自然現象	
プレート運動に起因する事象	火山・火成活動	①火山の影響(降下火砕物)
	地震・断層活動	②地震，③地盤の変形，④液状化，⑤津波
	隆起・沈降運動	⑥隆起・沈降
気候変動に起因する事象	⑦気温，⑧降水量，⑨地下水位(地下水流動)， ⑩蒸発散量，⑪かん養量，⑫海水準変動	
プレート運動と気候変動の両者に起因する事象	⑬侵食	
その他の事象	⑭生物学的事象，⑮風(台風)，⑯降雹，⑰積雪，⑱風化	

※: 自然現象の選定結果の詳細は参考資料参照。

2. 地質環境等の状態設定(1/17)

- ✓ プレート運動及び気候変動によって、廃棄物埋設地を取り巻く地質環境等は有意に変化することが予測される。
- ✓ 地質環境等の状態設定に係る長期変動事象について、「プレート運動に起因する事象」、「気候変動に起因する事象」及び「プレート運動と気候変動の両者に起因する事象」に区分し、最も可能性が高い設定及び最も厳しい設定を設定する。

(1) プレート運動に起因する事象

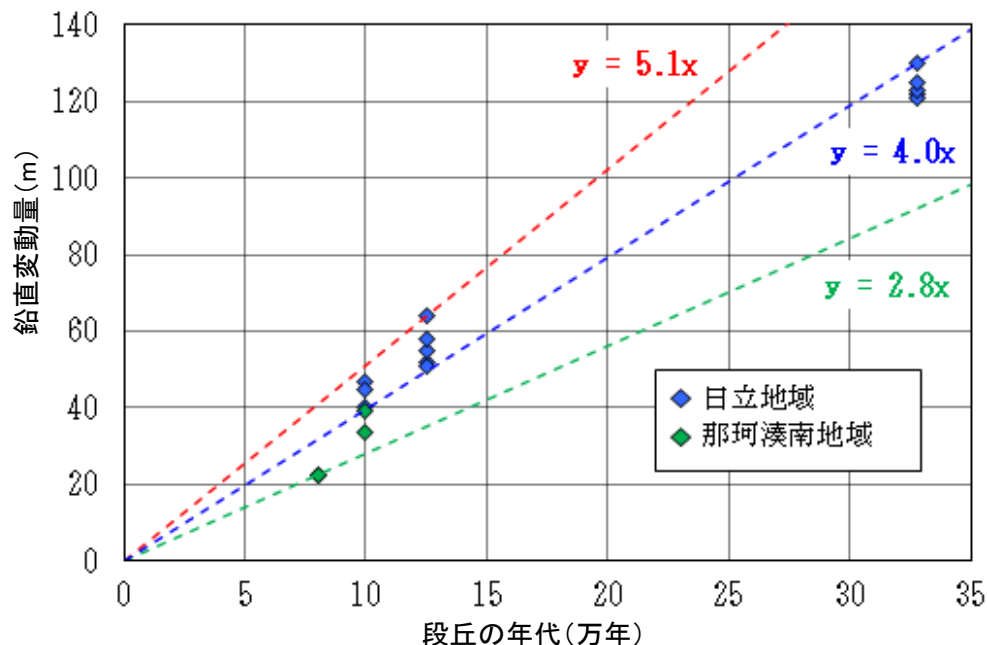
廃棄物埋設地は北米プレートに位置し、東側から太平洋プレートが沈み込むことで、おおむね東西方向の圧縮の力が生じている。文献によると将来の日本列島周辺のプレート運動については、今後数十万年から数百万年程度継続すると考えられる。したがって、状態設定においては、現在のプレート運動が継続するものとして設定する。

第4表 長期変動事象の状態設定結果(プレート運動に起因する事象)

起因事象	自然現象	最も可能性が高い設定	最も厳しい設定
火山・火成活動	火山の影響(降下火砕物)	降下火砕物に含まれる成分によって <u>地下水の水質変化</u> が生じることが想定されるため、廃棄物埋設地の状態設定において <u>化学的影響を考慮</u> する。	
地震・断層活動	地震	廃棄物内に微小な空隙が残存する場合には、地震によって生じる応力及び振動により廃棄物層が沈下することで施設に <u>陥没が生じる可能性</u> があるため、廃棄物埋設地の状態設定において <u>力学的影響を考慮</u> する。	
	地盤の変形	活断層等の断層変位に伴う設置地盤の変形は廃棄物埋設地の安全性に問題となるものではなく、また、敷地には将来活動する可能性のある断層等の露頭は認められないことから、安全機能が損なわれるおそれはないため、長期変動事象として考慮しない。	
	液状化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 廃棄物埋設地の覆土：廃棄物埋設地の底面が地下水位より上にあり、不飽和土層であることから液状化は発生しない。 ■ 廃棄物埋設地の地盤：道路橋示方書(V耐震設計編)・同解説(日本道路協会、平成29年)に基づき液状化判定を行った結果、液状化検討対象層のFL値は1.0以上となり、液状化は発生しない結果となった。しかしながら、施設位置で実施したボーリング調査の数量が少ないことから、<u>念のため地盤のばらつきを考慮し、液状化を踏まえた検討を実施した。</u>本検討による沈下量に揺すり込み沈下及び圧密沈下を加えた合計沈下量は、西側トレンチで最大0.481 m、東側トレンチで最大0.368 mとなり、<u>平面的な沈下量の変化は緩やかとなった。</u> 以上より、廃棄物埋設地の安全機能が損なわれるおそれはないため、長期変動事象として考慮しない。	
	津波	海水が廃棄物埋設地周辺に流入することで、 <u>地下水の化学特性に一時的に影響する可能性</u> があるため、廃棄物埋設地の状態設定において <u>化学的影響を考慮</u> する。	
隆起・沈降運動	隆起・沈降	廃棄物埋設地を直接損傷させることはないが、侵食基準面が変化することにより、 <u>河食に影響する可能性</u> があることから、 <u>長期変動事象として考慮し、隆起・沈降運動の速度を設定</u> する。 隆起速度: 4.0(m/万年)	隆起速度: 5.5(m/万年)

隆起・沈降運動による隆起速度の設定について

- 文献※から、敷地周辺(日立地域～那珂湊南地域)の段丘面旧汀線高度のデータに基づく過去約30万年間の敷地周辺の隆起量を第2図に示す。
- 隆起速度は、海成段丘面の旧汀線標高に基づき、過去の隆起速度を求め、その速度を将来に適用して算出する。
隆起速度 = (旧汀線標高 - 段丘面形成時の海水準 - 風成層層厚) / 段丘面形成年代
- 最も可能性が高い設定：段丘面の標高と年代から推定される隆起速度の平均値から計算した4.0 m/万年とする。
- 最も厳しい設定：隆起速度のばらつきを考慮し、隆起速度が最も大きい5.1 m/万年を用いて保守的に5.5 m/万年とする。



第2図 日本の海成段丘アトラスから算出した隆起速度

※:小池一之, 町田洋編(2001):日本の海成段丘アトラス, 東京大学出版会

2. 地質環境等の状態設定(3/17)

(2) 気候変動に起因する事象

気候変動は、数十万年前から現在まで約8万年周期から約12万年周期で氷期と間氷期を繰り返していることから、大局的には将来もこの周期の気候変動を繰り返すと考えられる。過去の気候変動の傾向から、今後氷期へ向かうと考えられることから、将来は寒冷化すると予測される。一方で、人間活動に伴う温室効果ガス排出により、温暖化が進行する可能性があるとする報告や、現在の温室効果ガス濃度を基準として、炭素循環のメカニズムを仮定した気候シミュレーションにより、将来5万年程度は温暖期が継続する可能性があるとする報告もある。

以上より気候変動に起因する事象に係る長期変動事象の状態設定については、過去の気候変動と同様に現在から寒冷化に向かう場合と温暖期が数万年程度継続する場合の2ケースに大別し、これらの2ケースについて、それぞれ「気温」、「降水量」、「海水準変動」、「蒸発散量」、「かん養量」及び「地下水位(地下水流動)」を長期変動事象として考慮する。具体的には、廃止措置の開始後に公衆に及ぼす影響の評価を考慮して、第5表のとおり状態設定を行う。

第5表 気候変動に起因する事象の気候変動ケースの状態設定

気候変動に起因する事象	寒冷化ケース	温暖期継続ケース	備考
「気温」及び「降水量」	○	○	
「地下水位(地下水流動)」	○	—	地下水流速が低下して地下水での希釈水量が減り、地下水中の放射性物質の濃度が上がることで被ばく線量が大きくなることを考慮して、地下水流速が低下する寒冷化ケースを状態設定の対象とする。
「かん養量」※	—	○	かん養量が多くなると廃棄物埋設地からの放射性物質の漏出量が増加することを考慮して、かん養量が多くなる温暖期継続ケースを状態設定の対象とする。
「蒸発散量」※	—	○	「蒸発散量」は「かん養量」の状態設定に用いるため、かん養量と同様に温暖期継続ケースを状態設定の対象とする。
「海水準変動」	○	—	海水準の低下量が大きいほど侵食基準面が変化することによる河食への影響が大きいことを考慮して、寒冷化ケースを状態設定の対象とする。

※:「蒸発散量」及び「かん養量」については、廃棄物埋設地以外の敷地周辺を状態設定の対象とし、廃棄物埋設地を対象とした状態設定については、埋設トレンチへの年間浸透水量の設定において、廃棄物埋設施設の設計を踏まえて別途設定する。

2. 地質環境等の状態設定(4/17)

(a)「気温」

気温変化は廃棄物埋設地を直接損傷させることはないが、気温の変化に伴い降水量、地下水位(地下水流動)、蒸発散量及びかん養量に影響する可能性があることから、気温変化を長期変動事象として考慮し、将来の気温を設定する。

将来の気温変化については、南極氷床コアの水素同位体比を用いた過去の気温の推定に関する知見及び人間活動による温室効果ガス濃度を考慮した気温変動予測結果に基づいて設定する。具体的な1,000年後の気温の設定内容はP12参照。

(b)「降水量」

降水量の変化は廃棄物埋設地を直接損傷させることはないが、降水量の変化により、かん養量及び地下水位(地下水流動)に影響する可能性があることから、降水量の変化を長期変動事象として考慮し、将来の降水量を設定する。

気温と降水量との関係には、正の相関がある。また、地形等の気候因子も降水量と相関がある。したがって、敷地周辺と地形等が類似した地点のデータを用いることで、その影響を除けば、気温と降水量との相関関係が求められる。そこで、将来の降水量の設定に当たっては、敷地周辺と気候因子が類似する地点の気温と降水量の関係に基づき、将来の気温に対応する降水量を設定する。具体的な1,000年後の降水量の設定内容はP13参照。

P12及びP13で設定した1,000年後の気温及び降水量の設定結果を第6表に示す。

第6表 長期変動事象の状態設定結果(気象変動に起因する事象) 気温及び降水量

ケース		モデル化時期	気温(°C)	降水量(mm/y)
寒冷化ケース	最も可能性が高い設定	1,000年後	13※	1,410
	最も厳しい設定	1,000年後	13※	1,110
温暖期継続ケース	最も可能性が高い設定	1,000年後	17	1,660
	最も厳しい設定	1,000年後	17	2,080

※ 寒冷化ケースにおける降水量の算出においては、最も可能性が高い設定及び最も厳しい設定の気温は、それぞれ13.3°C及び13.1°Cを用いる。

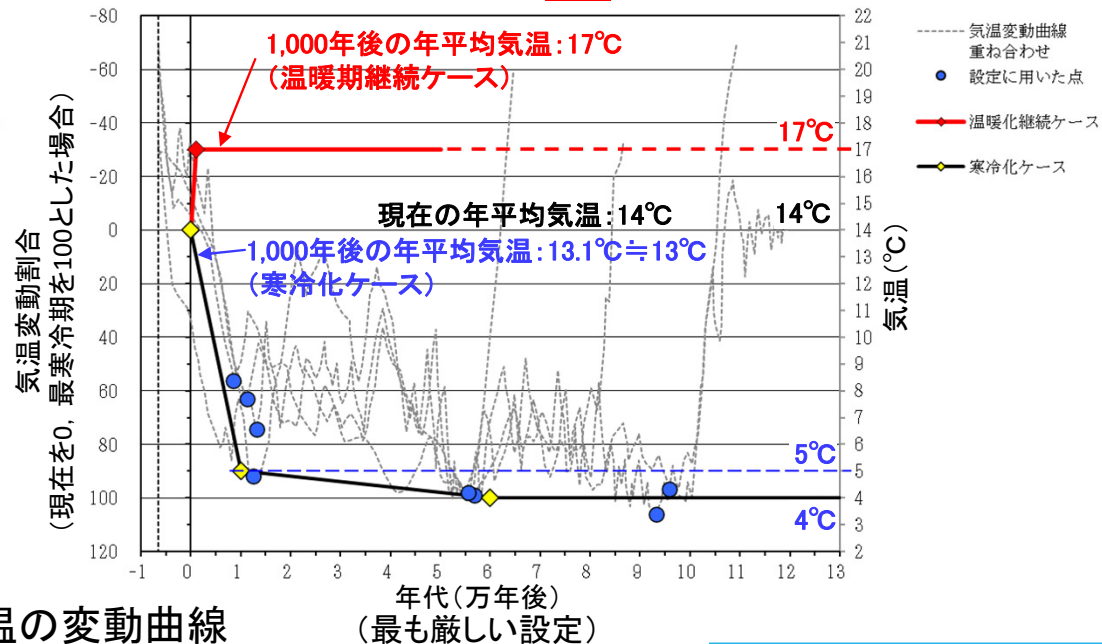
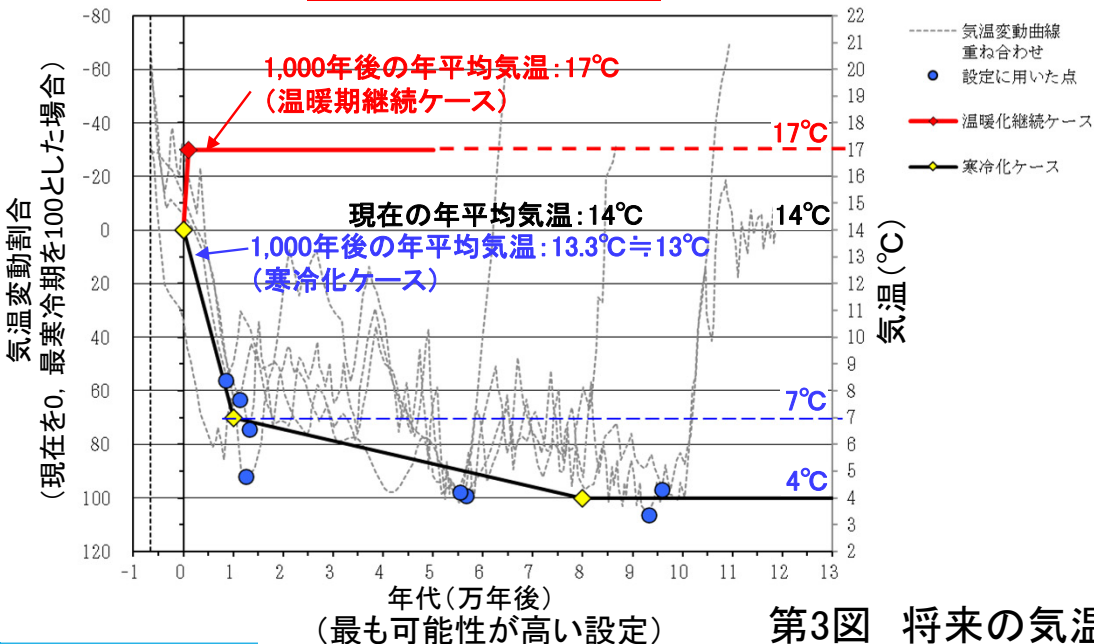
2. 地質環境等の状態設定 (5/17)

気温の設定について

寒冷化ケース:現在の気温(14°C)、過去4回の間氷期最盛期から亜氷期までの時間と気温の変化率、及び氷期最盛期における年平均気温の推定値(4°C)から、10,000年後の亜氷期における気温を求め、現在から10,000年後の亜氷期までの気温変動割合を結んだ直線を用いて、1,000年後の気温を設定する。

温暖期継続ケース:初期に人間活動により温度が上昇し、その後一定となり、温暖期がその後継続すると想定する。

- **最も可能性が高い設定** : **寒冷化ケースの気温**については、過去4回の間氷期最盛期から亜氷期までの時間と気温の変化率については平均値を用いて、10,000年後の亜氷期における気温を氷期最盛期への変化率の約70% = 7°Cと想定すると、1,000年後の気温は13.3°Cとなることから**13°C**と設定する。**温暖期継続ケースの気温**については、核燃料サイクル機構※において6,000年前頃(HT期相当)には+2~+3°Cに達したとされていること、及びIPCC(2021)の温室効果ガス排出上限における最良推定値が2.7°Cとされていることから、過去30年間の敷地周辺の年平均気温14°Cに保守的に3°Cを加えた**17°C**と設定する。
- **最も厳しい設定** : **寒冷化ケースの気温**については、保守的に、過去4回の間氷期最盛期から亜氷期までの、時間については最短値を、気温の変化率については最大値を用いて、10,000年後の亜氷期における気温を氷期最盛期への変化率の約90% = 5°Cと想定すると、1,000年後の気温は13.1°Cとなることから**13°C**と設定する。また、降水量の状態設定において保守的にかん養量が多くなるように、気温と降水量の相関関係の不確かさを考慮して、降水量が多くなる設定とするため、**温暖期継続ケースの気温**においては、不確かさを見込まず、最も可能性が高い設定の気温と同じ**17°C**を用いる。



第3図 将来の気温の変動曲線 (最も可能性が高い設定) (最も厳しい設定)

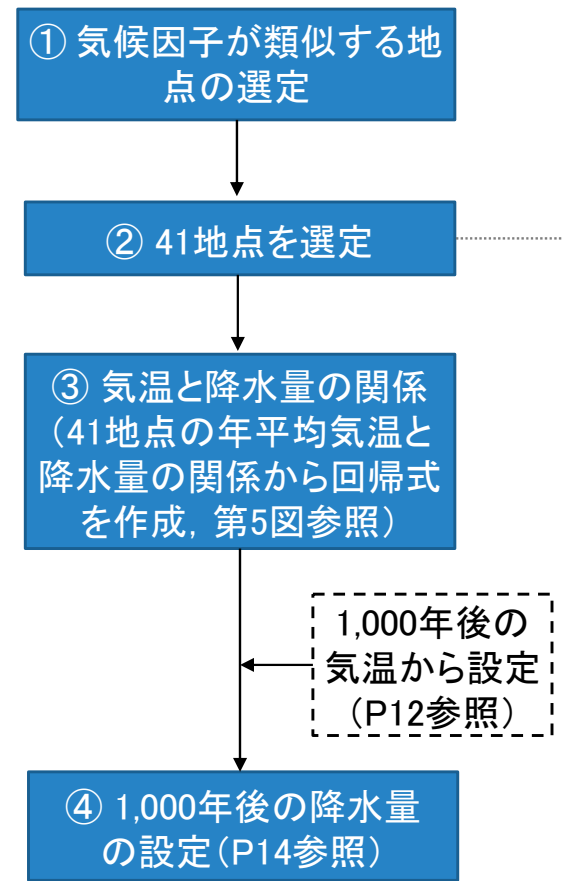
※: わが国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性—地層処分研究開発第2次取りまとめ—分冊1 わが国の地質環境, JNC TN1400 99-21.

2. 地質環境等の状態設定(6/17)

降水量の設定について

- 降水量は、気温との間に正の相関があり、気候因子とも相関がある。
- そのため、気候因子の影響を除けば、気温と降水量との相関関係を求めることができると考えられる。
- 気候因子が敷地周辺と類似した地点を下記のとおり抽出する(第4図①, ②参照)。
 - 気象庁のホームページから過去30年間(1991年～2020年)における**63地点**(北海道:27地点, 青森県:6地点, 岩手県:8地点, 宮城県:7地点, 福島県:4地点, 茨城県:5地点, 千葉県:6地点)のデータを収集し, そのうち水戸地方気象台の観測地点と地形的に大きく異なる地点を排除し, **41地点を選定**した。
 - 気候因子が類似する地点の判断に使用した項目は以下のとおり
 - ・ 東日本の太平洋側からオホーツク海側に位置する
 - ・ アリソフの気候区分が寒帯～温帯である
 - ・ 陸度(半径50 km円内の陸域の占める割合)が1/10～9/10である
 - ・ 開放度(半径15 km円内で対象地点より標高が200 m以上高い範囲を除く角度)が240°～360°である
- 選定した41地点の年平均気温と年降水量を整理し(第7表参照), **年平均気温と年降水量の関係(第5図参照)を指数回帰式で表し(第4図③参照), 1,000年後の気温における降水量を算出した(第4図④参照)。**

1,000年後の降水量設定の流れ



第4図 降水量設定フロー

第7表 敷地周辺と類似する気候因子を持つ地点の気温と降水量

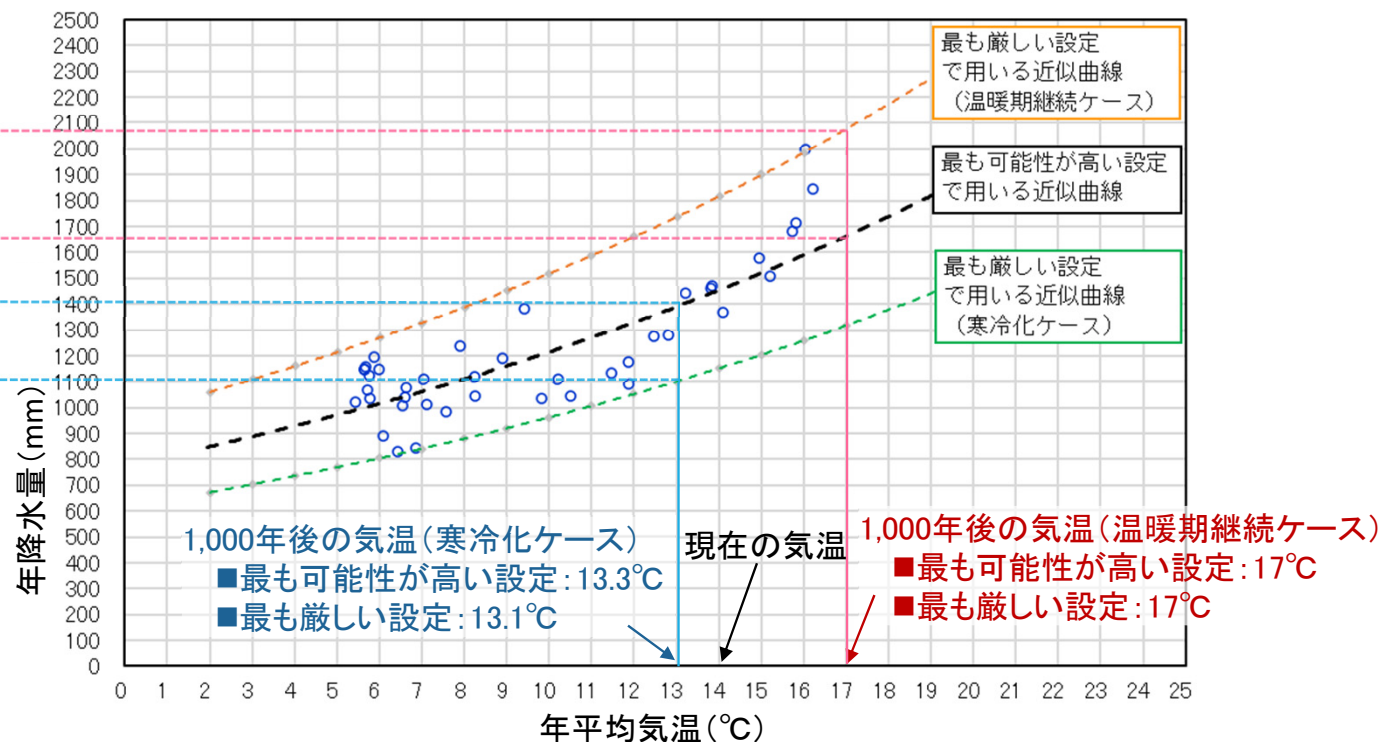
	地点	年平均気温(°C)	年降水量(mm/y)
1	北海道 宗谷岬	6.4	827.8
2	北海道 稚内	7.0	1109.2
3	北海道 網走	6.9	844.2
4	北海道 標津	5.6	1148.0
5	北海道 別海	6.0	1148.4
6	北海道 根室	6.6	1040.4
7	北海道 厚床	5.7	1158.8
8	北海道 柳町	5.8	1035.2
9	北海道 太田	5.9	1195.2
10	北海道 白糠	5.8	1124.8
11	北海道 釧路	6.6	1080.1
12	北海道 池田	6.1	890.9
13	北海道 浦幌	6.5	1005.9
14	北海道 糠内	5.4	1022.9
15	北海道 大津	5.7	1066.2
16	北海道 大樹	5.6	1146.0
17	北海道 苫小牧	7.9	1239.2
18	北海道 鶴川	7.1	1010.6
19	北海道 室蘭	8.9	1188.9
20	北海道 日高門別	7.6	983.7
21	北海道 静内	8.3	1043.3
22	北海道 浦河	8.2	1118.3
23	青森県 六ヶ所	9.4	1383.3
24	青森県 三沢	10.2	1110.2
25	青森県 十和田	9.8	1038.0
26	青森県 八戸	10.5	1045.1
27	宮城県 鹿島台	11.4	1134.5
28	宮城県 石巻	11.9	1091.3
29	宮城県 塩釜	11.8	1175.0
30	宮城県 仙台	12.8	1276.7
31	宮城県 亘理	12.4	1272.2
32	福島県 小名浜	13.8	1461.2
33	茨城県 北茨城	13.2	1444.3
34	茨城県 水戸	14.1	1367.7
35	茨城県 鉾田	13.8	1468.5
36	茨城県 鹿嶋	14.9	1576.6
37	千葉県 銚子	15.8	1712.4
38	千葉県 横芝光	15.2	1509.4
39	千葉県 茂原	15.7	1682.4
40	千葉県 勝浦	16.0	1999.2
41	千葉県 館山	16.2	1845.9

降水量の設定について

- 最も可能性が高い設定 : 指数回帰式(中央)及び最も可能性が高い設定における気温の状態設定値(寒冷化ケース:13.3°C, 温暖期継続ケース:17°C)から, **1,000年後の降水量を寒冷化ケース:1,410 mm/y, 温暖期継続ケース:1,660 mm/yと設定**する。
- 最も厳しい設定 : 気温と降水量の関係のばらつきを考慮し, 寒冷化ケースでは希釈水量が少なくなるように指数回帰式(下側)を用いて, 温暖期継続ケースではかん養量が多くなるように指数回帰式(上側)を用いて, 最も厳しい設定における気温の状態設定値(寒冷化ケース:13.1°C, 温暖期継続ケース:17°C)から, **1,000年後の降水量を寒冷化ケース:1,410 mm/y, 温暖期継続ケース:2,080 mm/yと設定**する。

1,000年後の降水量(温暖期継続ケース)
 最も厳しい設定: 2,080 mm/y
 最も可能性が高い設定: 1,660 mm/y

1,000年後の降水量(寒冷化ケース)
 最も可能性が高い設定: 1,410 mm/y
 最も厳しい設定: 1,110 mm/y



第5図 敷地周辺と類似する気候因子を持つ地点の気温と降水量の関係

2. 地質環境等の状態設定(8/17)

(c) 「地下水位(地下水流動)」

地下水位(地下水流動)は単独事象としては廃棄物埋設地を直接損傷させることはないが、地下水位(地下水流動)の変化に伴い地下水流速に影響する可能性があり、地下水流速は、廃棄物埋設地からの漏出した放射性物質の地下水での希釈水量に関係するため、地下水位(地下水流動)を長期変動事象として考慮し、将来の地下水位、動水勾配及び地下水流速を設定する。地下水位、動水勾配及び地下水流速は希釈水量に関連しており、希釈水量を少なく設定する方が保守的な設定となることから寒冷化ケースを状態設定の対象とする。

■ 液状化及び隆起・沈降運動による影響

- ✓ 液状化については、敷地周辺の設置地盤に分布する砂層や砂礫層がほぼ水平成層に分布していることから、液状化に関わる沈下は水平方向にほぼ一様に生じると考えられる。隆起・沈降運動については、敷地周辺の隆起運動が大局的であることから、一様に生じると考えられる。このため、液状化及び隆起運動が地下水流速の設定に影響することはない。

■ 地下水位、動水勾配及び地下水流速の変化

- ✓ 過去の記録に基づき12ヶ月間の期間の設定を1ヶ月ずつずらして相関関係を確認し、最も相関がよくなる10月から翌年9月の12ヶ月間の降水量と廃棄物埋設地直下の平均地下水位を用いた(第6図参照)。
- ✓ 廃棄物埋設地直下の平均地下水位と、廃棄物埋設地の上流と下流の地下水位から算出した年平均動水勾配の相関を設定(第7図参照)
- ✓ 将来の降水量の設定に基づき、第6図及び第7図で設定した相関を用いて、地下水位、動水勾配及び地下水流速を設定
- ✓ 地下水流速は、第7図で算出した動水勾配と廃棄物埋設地近傍で行った揚水試験で得られた透水係数(3.23×10^{-2} cm/s)の積により、ダルシー流速を算出することで設定
- ✓ 1,000年後の各設定値は第8表のとおり

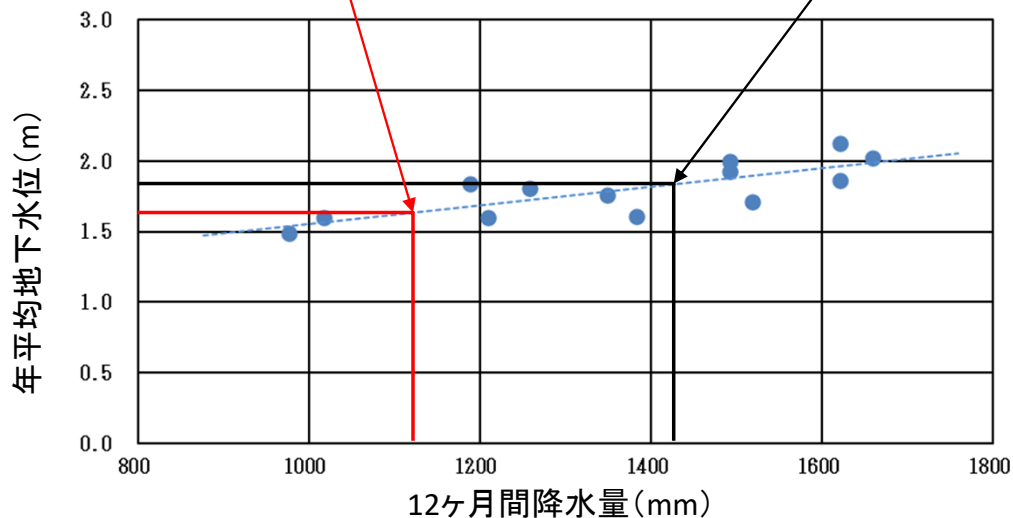
第8表 長期変動事象の状態設定結果(気象変動に起因する事象) 地下水位、動水勾配、地下水流速

ケース		気温(°C)	降水量(mm)	地下水位(T.P. m)	動水勾配(-)	地下水流速(m/y)
寒冷化ケース	最も可能性が高い設定	13*	1,410	+1.8	4.77×10^{-3}	49
	最も厳しい設定	13*	1,110	+1.6	4.12×10^{-3}	42

※ 降水量の算出においては、最も可能性が高い設定及び最も厳しい設定の気温は、それぞれ13.3°C及び13.1°Cを用いる。

■ 最も厳しい設定(寒冷化ケース)
 1,000年後の降水量 : 1,110 mm/y
 1,000年後の地下水位 : +1.6 m

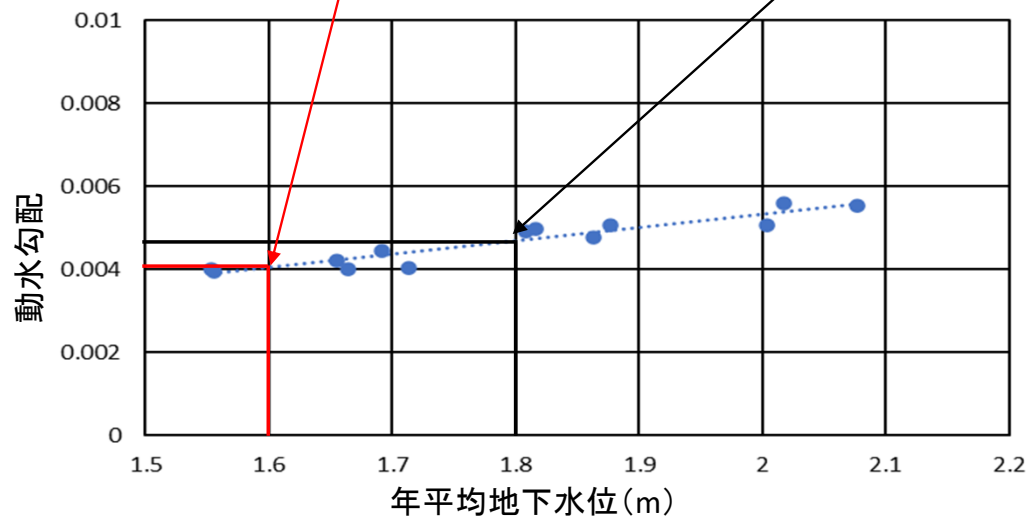
■ 最も可能性が高い設定(寒冷化ケース)
 1,000年後の降水量 : 1,410 mm/y
 1,000年後の地下水位 : +1.8 m



第6図 12ヶ月間降水量と平均地下水位との関係

■ 最も厳しい設定(寒冷化ケース)
 1,000年後の地下水位 : +1.6 m
 1,000年後の動水勾配 : 4.12×10^{-3}

■ 最も可能性が高い設定(寒冷化ケース)
 1,000年後の地下水位 : +1.8 m
 1,000年後の動水勾配 : 4.77×10^{-3}



第7図 年平均地下水位と年間の動水勾配の関係

(d) 「蒸発散量」

蒸発散量は、かん養量の設定に必要となるため設定する。蒸発散量の設定においては、かん養量が多くなると廃棄物埋設地からの放射性物質の漏出量が増加するため、かん養量が多くなるように降水量が多くなる[温暖期継続ケースの状態設定を行う](#)。

(e) 「かん養量」

かん養量の変化は廃棄物埋設地を直接損傷させることはないが、かん養量が変わると、廃棄物埋設地への浸透水量の変化に伴い、廃棄物埋設地からの放射性物質の漏出量に影響する可能性があることから、将来のかん養量を設定する。

かん養量の設定においては、かん養量が多くなると廃棄物埋設地からの放射性物質の漏出量が増加するため、かん養量が多くなるように降水量が多くなる[温暖期継続ケースの状態設定をおこなう](#)。

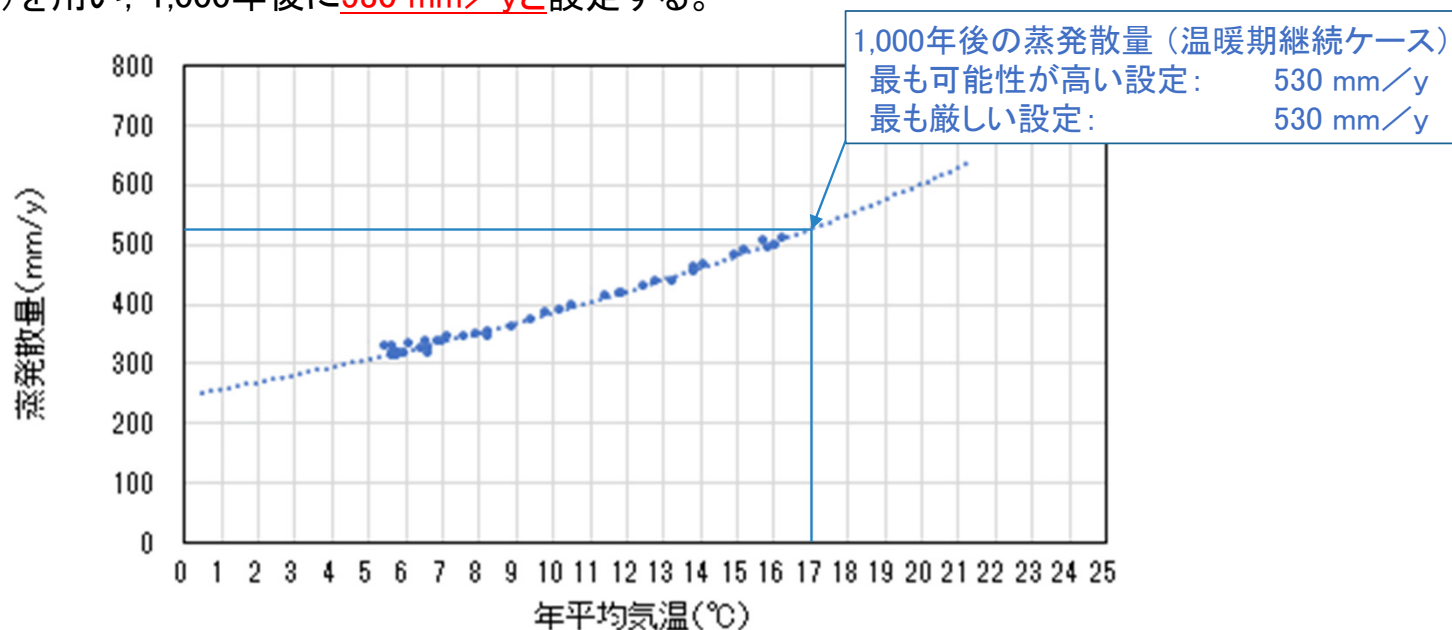
なお、蒸発散量とかん養量の設定は廃棄物埋設地以外の敷地周辺を対象とし(第9表参照)、廃棄物埋設地の蒸発散量及びかん養量については、埋設トレンチへの年間浸透水量の設定において、廃棄物埋設施設の設計を踏まえて別途設定する。

第9表 長期変動事象の状態設定結果(気象変動に起因する事象) 気温, 降水量, 蒸発散量, かん養量

ケース		モデル化時期	気温 (°C)	降水量 (mm/y)	蒸発散量 (mm/y)	かん養量 (mm/y)
温暖期継続 ケース	最も可能性が高い設定	1,000年後	17	1,660	530	300
	最も厳しい設定	1,000年後	17	2,080	530	510

蒸発散量の設定について

- 蒸発散量は、年平均気温を用いて可能蒸発散量として推定するソーンズウェイト法により求め、一般的な補正係数を用いて蒸発散量を設定する。
- 降水量の設定において選定した、敷地周辺と気候因子が類似した41地点の年平均気温から可能蒸発散量を計算し、年平均気温と蒸発散量の関係式を作成する(第8図参照)。
- 最も可能性が高い設定 : 第8図の気温と蒸発散量の関係及び最も可能性が高い設定における温暖期継続ケースの気温の状態設定値(17°C)から、1,000年後に530 mm/yと設定する。
- 最も厳しい設定 : かん養量の状態設定において保守的にかん養量が多くなるように、気温と降水量の相関関係の不確かさを考慮して、降水量が多くなる設定とする。このため、気温の設定は不確かさを見込まず、最も可能性が高い設定における温暖期継続ケースの気温の状態設定値(17°C)を用い、1,000年後に530 mm/yと設定する。



第8図 敷地周辺と類似する気候因子を持つ地点の気温と蒸発散量の関係

かん養量の設定について

- かん養量は、降水量、蒸発散量、表面流出量が把握できれば、一般的な水収支より、以下の式にて設定する。
$$\text{かん養量(mm)} = \text{降水量(mm)} - \text{蒸発散量(mm)} - \text{表面流出量(mm)}$$
- 流出係数については土地利用形態により設定することが一般的であり、文献においてその値が示されている。本検討における敷地周辺の流出係数は、物部(1933)^{※1}における平らな耕地の流出係数0.45~0.60及び日本下水道協会(2009)^{※2}における住宅公団団地等の中層住宅団地及び一戸建て住宅の多い地域の流出係数0.50より0.50と設定する。
- 最も可能性が高い設定：最も可能性が高い設定における温暖期継続ケースの降水量及び蒸発散量(530 mm/y)の状態設定値並びに表面流出量(降水量に流出係数0.50を乗じる)を用い、1,000年後に **300 mm/y**と設定する。なお、設定に用いる降水量については、第5図に示す指数回帰式(中央)及び最も厳しい設定における温暖期継続ケースの気温の状態設定値(17°C)から1,660 mm/yを用いる。
- 最も厳しい設定：最も厳しい設定における温暖期継続ケースの降水量及び蒸発散量(530 mm/y)の状態設定値並びに表面流出量(降水量に流出係数0.50を乗じる)を用い、1,000年後に **510 mm/y**と設定する。なお、設定に用いる降水量については、第5図に示す指数回帰式(上側)及び最も厳しい設定における温暖期継続ケースの気温の状態設定値(17°C)から2,080 mm/yを用いる。

※1:物部による日本河川の流出係数

※2:下水道施設計画・設計指針と解説, 日本下水道協会

(f)「海水準変動」

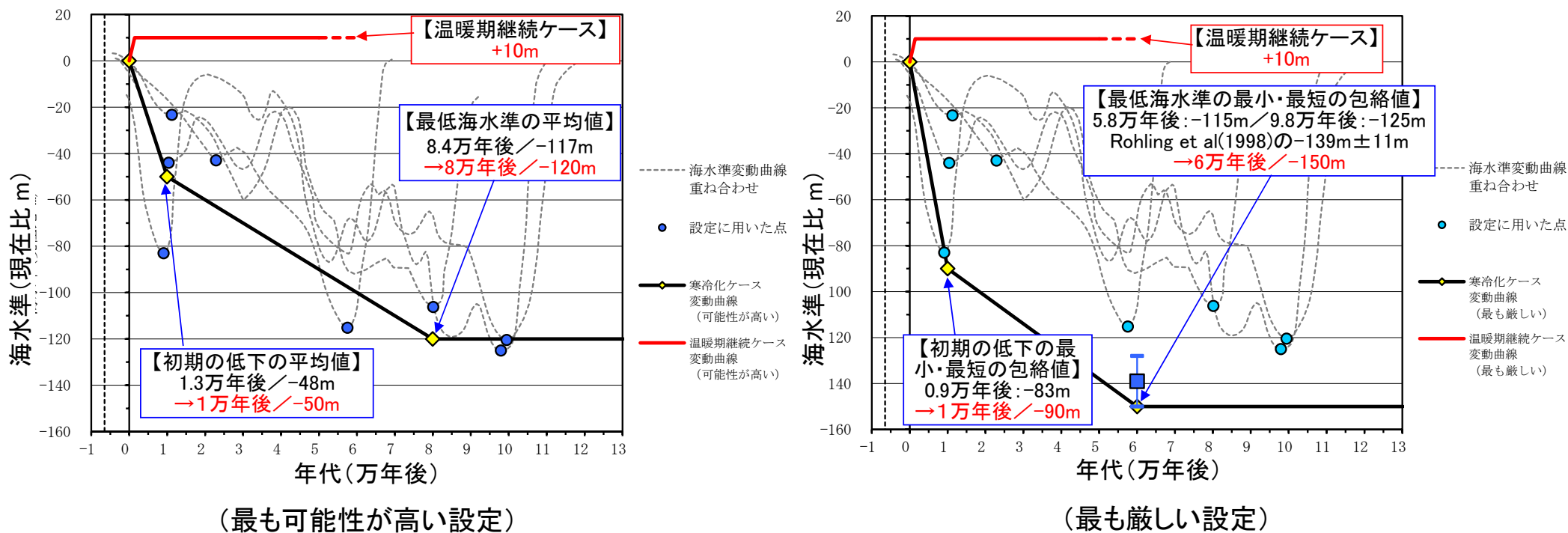
海水準変動は、廃棄物埋設地を直接損傷させることはないが、海水準変動が生じると、廃棄物埋設地及びその周辺における河川及び海の分布域が変化し、将来の人の生活環境及び生活様式に影響を及ぼすことが想定される。また、海水準変動により侵食基準面が変化することにより、河食に影響する可能性があることから、海水準変動を長期変動事象として考慮し、寒冷化ケース及び温暖期継続ケースにおける海水準の変動時期及び変動量を設定する。なお、海水準は低下量が大きく、低下時期が早いほど、河食の観点から保守的な設定となるため、海水準が低下する寒冷化ケースを状態設定の対象とする。

第10表 長期変動事象の状態設定結果(気象変動に起因する事象) 海水準変動

ケース		モデル化時期	海水準(現在比:m)
寒冷化ケース	最も可能性が高い設定	1,000年後	-5.0
	最も厳しい設定	1,000年後	-9.0

海水準変動の設定について

- 最も可能性が高い設定：亜氷期の海水準は10,000年後に-50 m (現在比)とし、1,000年後の海水準は-5.0 m(現在比)と設定する。
- 最も厳しい設定：亜氷期の海水準は10,000年後に-90 m (現在比)とし、1,000年後の海水準は-9.0 m(現在比)と設定する。



第9図 将来の海水準変動曲線

(3)プレート運動と気候変動の両者に起因する事象

第11表 長期変動事象の状態設定結果(プレート運動と気候変動の両者に起因する事象)

起因事象	自然現象	最も可能性が高い設定	最も厳しい設定
プレート運動と気候変動の両者に起因する事象	侵食	<p>廃棄物埋設地に影響を及ぼす可能性のある侵食は、敷地周辺の面的侵食、河川における表流水による侵食(以下「河食」という。)、沿岸部における沿岸流と波浪等による侵食(以下「海食」という。)及び廃棄物埋設地の線的侵食が想定される。</p> <p>a. 敷地周辺の面的侵食 藤原他(1999)※によれば、敷地周辺の面的侵食による侵食速度は0.1 mm/年以下とされており、1,000年後の状態設定において廃棄物の地表接近への影響は小さく、<u>廃棄物埋設地に大きな影響を及ぼさないと想定される。</u></p> <p>b. 河食 将来、寒冷化により海水準が低下した場合、現在の久慈川の位置(廃棄物埋設地の北側約1.2 km)において、河川の下方侵食(下刻)及び側方侵食が想定される。下方侵食は、1,000年後の状態設定において、海水準低下量の最も厳しい設定は-9.0 mであり、また、隆起速度を考慮した侵食基準面の低下は0.55 m程度であるため、久慈川の下方浸食量は9.55 mとなる。側方侵食の範囲は、下方浸食9.55 mにおけるのり面勾配1:1.2の斜面が地形面と交差する地点までであり、側方侵食量は20 m程度となることから、<u>久慈川から廃棄物埋設地までは約1,200mあるため、河食は到達せず、埋設した放射性廃棄物への河川水の影響はない。</u></p> <p>c. 海食 廃棄物埋設地の東側約0.4 kmに海岸があるが、<u>過去(60年~70年前)から現在において廃棄物埋設地東方の海岸線は海食による影響がない。また、茨城沿岸海岸保全基本計画によれば、東海村の海岸は、長期的な汀線の後退傾向(1 m/年程度以上)を示す区間外であり、海岸保全施設の整備計画はされていない。</u>以上より、<u>将来の埋設した放射性廃棄物への将来の海水の影響は想定されない。</u></p> <p>d. 廃棄物埋設地の線的侵食 線的侵食は主に面状侵食、リル侵食、ガリ侵食に分類され、<u>低透水性土層の低透水性に影響する可能性があるため、廃棄物埋設地の状態設定において力学的影響を考慮する。</u>なお、面状侵食に対しては、廃棄物埋設地の覆土の上部には厚さ0.3 mの保護工を設置し、覆土に雨滴が直接落下して土粒子が剥離するのを防止する。リル侵食及びガリ侵食に対しては、覆土表面への吸出し防止材の設置及び覆土の締固め施工並びに保護工の設置により、土粒子の流出を防止する。</p>	

※ 藤原治, 三箇智二, 大森博雄(1999): 日本列島における侵食速度の分布, サイクル機構技報 No.5

2. 地質環境等の状態設定(16/17)

(4) その他の事象

第12表 長期変動事象の状態設定結果(その他の事象)

起回事象	自然現象	最も可能性が高い設定	最も厳しい設定
その他の事象	生物学的事象	<p>樹木の植生及びモグラ類による覆土の攪乱の可能性がある。 <u>樹木の植生により低透水性土層の低透水性に影響する可能性があるため、廃棄物埋設地の状態設定において力学的影響を考慮する。</u> なお、廃棄物埋設地の最終覆土には栗石等を使用した掘削抵抗性層及び締固めた保護土層を、また、最終覆土の上部には栗石等を使用した保護工を設置することにより、樹木の植生によって最終覆土が損壊するのを防止する。 また、モグラ類による覆土の擾乱については、廃棄物埋設地及びその周辺地盤には腐葉土がないため、モグラ類の餌となる昆虫類及びミミズ類が生息しにくい環境である。餌を求めて地中を移動するモグラの生態を考慮すると、このような環境においてモグラ類が廃棄物埋設地及びその周辺地盤を掘り進み、バリア機能に影響を及ぼすことは考えられない。</p>	
	風(台風)	<p>風(台風)により低透水性土層の低透水性に影響する可能性があるため、廃棄物埋設地の状態設定において力学的影響を考慮する。 なお、最終覆土の上部には栗石等を使用した保護工を設置することで、風(台風)によって最終覆土が損壊するのを防止する。</p>	
	降雹	<p>降雹により低透水性土層の低透水性に影響する可能性があるため、廃棄物埋設地の状態設定において力学的影響を考慮する。なお、最終覆土の上部には栗石等を使用した保護工を設置することで、降雹によって最終覆土が損壊するのを防止する。</p>	
	積雪	<p>積雪により低透水性土層の低透水性に影響する可能性があるため、廃棄物埋設地の状態設定において力学的影響を考慮する。なお、廃棄物埋設施設は、積雪による上載荷重に対して十分に余裕をもった設計荷重を設定する。</p>	
	風化	<p>風化により低透水性土層の低透水性に影響する可能性があるため、廃棄物埋設地の状態設定において力学的影響及び化学的影響を考慮する。なお、最終覆土の上部には栗石等を使用した保護工を設置することで、風化によって最終覆土が損壊するのを防止する。</p>	

人為事象シナリオ

- 敷地及びその周辺の一般的な土地利用では生じるとは考えられない廃棄物埋設地のバリアの損傷をもたらす人間活動を対象とし、**廃棄物埋設地の大規模な掘削を行う建設業従事者及び掘削後の土地利用を行う居住者が受ける線量を評価**する。
- 建設業従事者の建設作業によって受ける線量の評価においては、地質環境等の状態は影響しない。
- 居住者の受ける線量の評価に当たっては、廃棄物埋設地のうち掘削による擾乱を受ける範囲の状態設定は、バリア機能の喪失を考慮する。
- それ以外の状態設定は、人為事象シナリオが発生の可能性の小さい仮想的なシナリオであることから、過度な保守性を避けるため、最も可能性が高い自然事象シナリオと同様とする。

第13表 人為事象シナリオの地質環境等の状態設定

評価対象個人	地質環境等の状態設定
建設業従事者	建設業従事者の建設作業によって受ける線量の評価においては、地質環境等の状態は影響しない。
居住者	過度な保守性を避けるため、地質環境等の状態は最も可能性が高い自然事象シナリオと同様とする。

水理状況 防潮堤等の設置による地下水流動への影響(1/2)

✓ 防潮堤等の設置が廃棄物埋施設位置の地下水流動に与える影響を把握するため、三次元地下水流動解析を実施した。

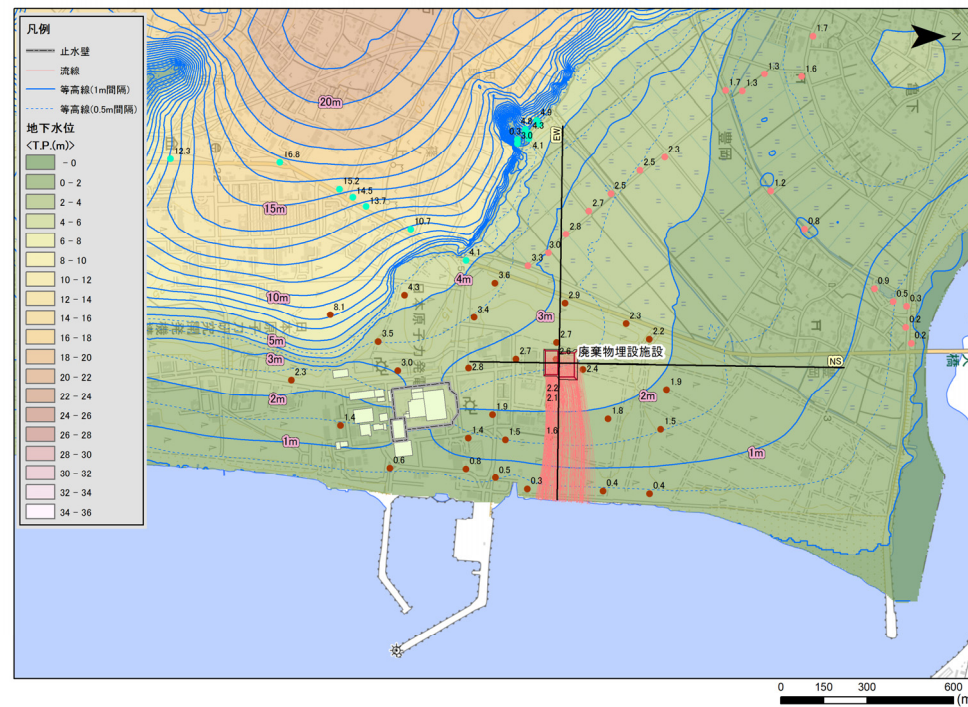
■ 現況再現解析

✓ 現況再現解析の結果、廃棄物埋施設周辺の一部において再現しきれていない範囲が認められるが、廃棄物埋施設位置付近では西から東へ向かう流れは再現されており、廃棄物埋施設底面に配置した粒子発生点からの流線は海へ向かう結果となった。



第10図 敷地及び敷地近傍の地下水水位

(背景: 地理院タイル)



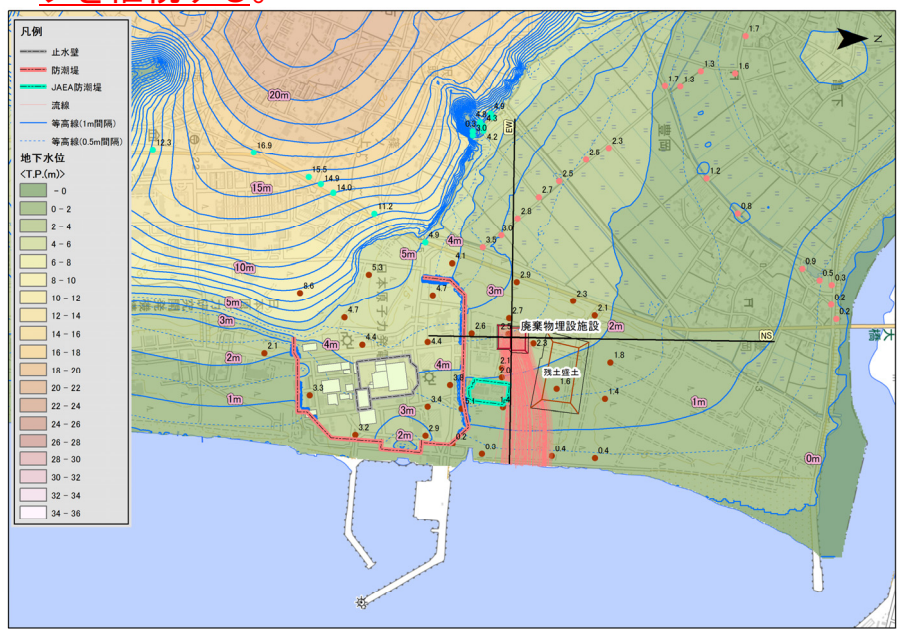
第11図 地下水水位等高線及び流線図(現況再現時)

(背景: 地理院タイル)

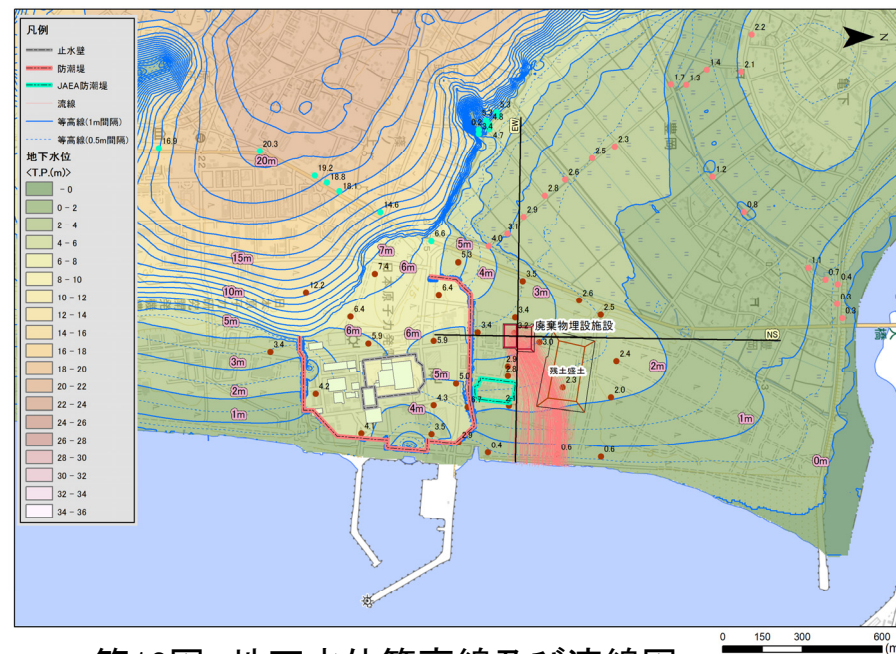
水理状況 防潮堤等の設置による地下水流動への影響(2/2)

■防潮堤等設置後の予測解析

- ✓ 防潮堤等をモデル化し、当該設備が地下水流動へ与える影響を確認するための予測解析を行った。
- ✓ 年平均雨量を入力とした解析の結果、防潮堤外の地下水位に大きな変化は認められない。
- ✓ 豪雨時の解析の結果、廃棄物埋施設設置位置も含めて地下水位が上昇する傾向が認められるが、その上昇量は廃棄物埋施設設置位置及び近傍において1m未満であり、**廃棄物埋施設設置底面レベルを上回ること**はない。
- ✓ いずれの解析においても**廃棄物埋施設に配置した粒子発生点からの流線は海へ流出する**。
- ✓ ただし、再現解析で部分的に再現しきれていない範囲があり、予測解析についても限られた条件での検討であることから、**廃棄物埋施設の西側に地下水が流入した場合の念のための線量評価を実施する。また、地下水の流向を確認できるようにモニタリングを継続する。**



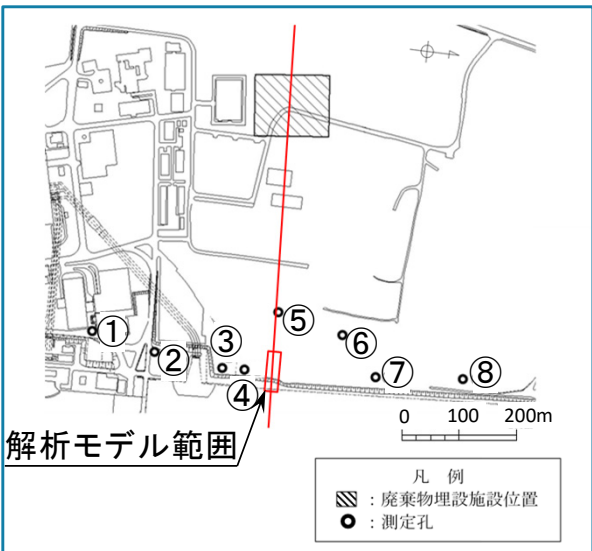
第12図 地下水位等高線及び流線図 (防潮堤等設置後、年平均雨量) (背景:地理院タイル)



第13図 地下水位等高線及び流線図 (防潮堤等設置後、豪雨時) (背景:地理院タイル)

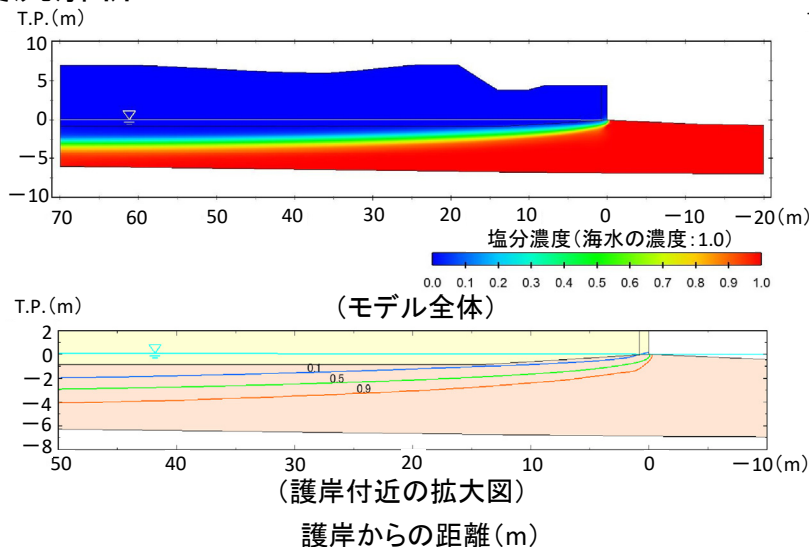
水理状況 塩淡境界

鉛直二次元FEM移流分散密度流解析



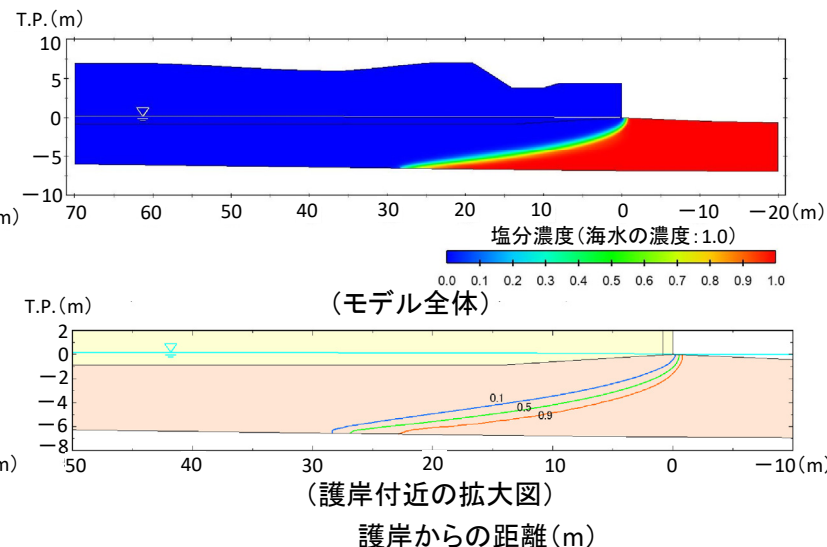
第14図 解析モデル範囲(平面図)

✓ 廃棄物埋設施設位置の地下水流動下流側の海岸付近は、道路や発電所施設はなく、また、放水口建設時の止水壁の影響もないことから、塩水は汀線付近(沖合側)の海底面から淡水の下部に潜り込んだくさび状を示し、**Ac層上面における海水の侵入は陸側に50m程度**(測定孔⑦)及び測定孔⑧の測定下限近傍)と考えられる。



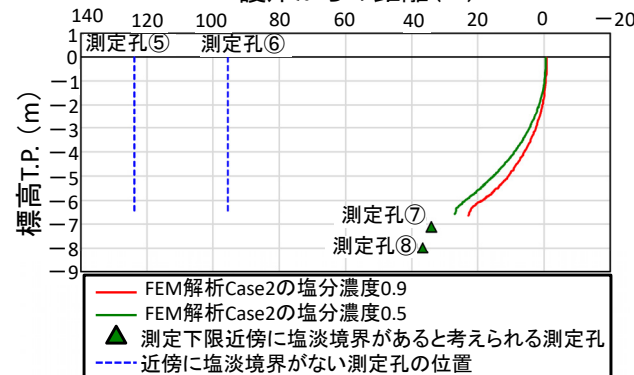
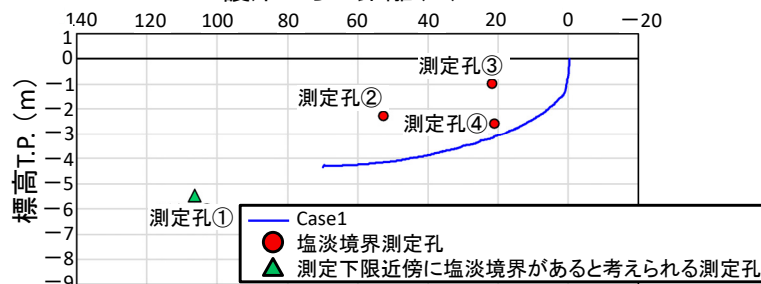
第15図 Case1(降水の地盤浸透率20%)の解析結果及び塩淡境界(海水塩分濃度0.9)と測定孔の塩淡境界

測定孔①, ②: 道路及び発電所構造物が設置されており、降水の地盤への浸透率は低いと考えられる。
測定孔③, ④: 近傍に放水口が位置し、放水口建設時の止水矢板等の影響により地下水が流れ難くなっている可能性がある。
→降水の地盤浸透率を20%とした解析ケース(Case1)と比較



第16図 Case2(降水の地盤浸透率100%)の解析結果及び塩淡境界(海水塩分濃度0.9及び0.5)と測定孔の塩淡境界

測定孔⑤~⑧: 緑地が主となっており、降水の地盤の浸透率が高いと考えられる。
→降水の地盤浸透率を100%とした解析ケース(Case2)と比較

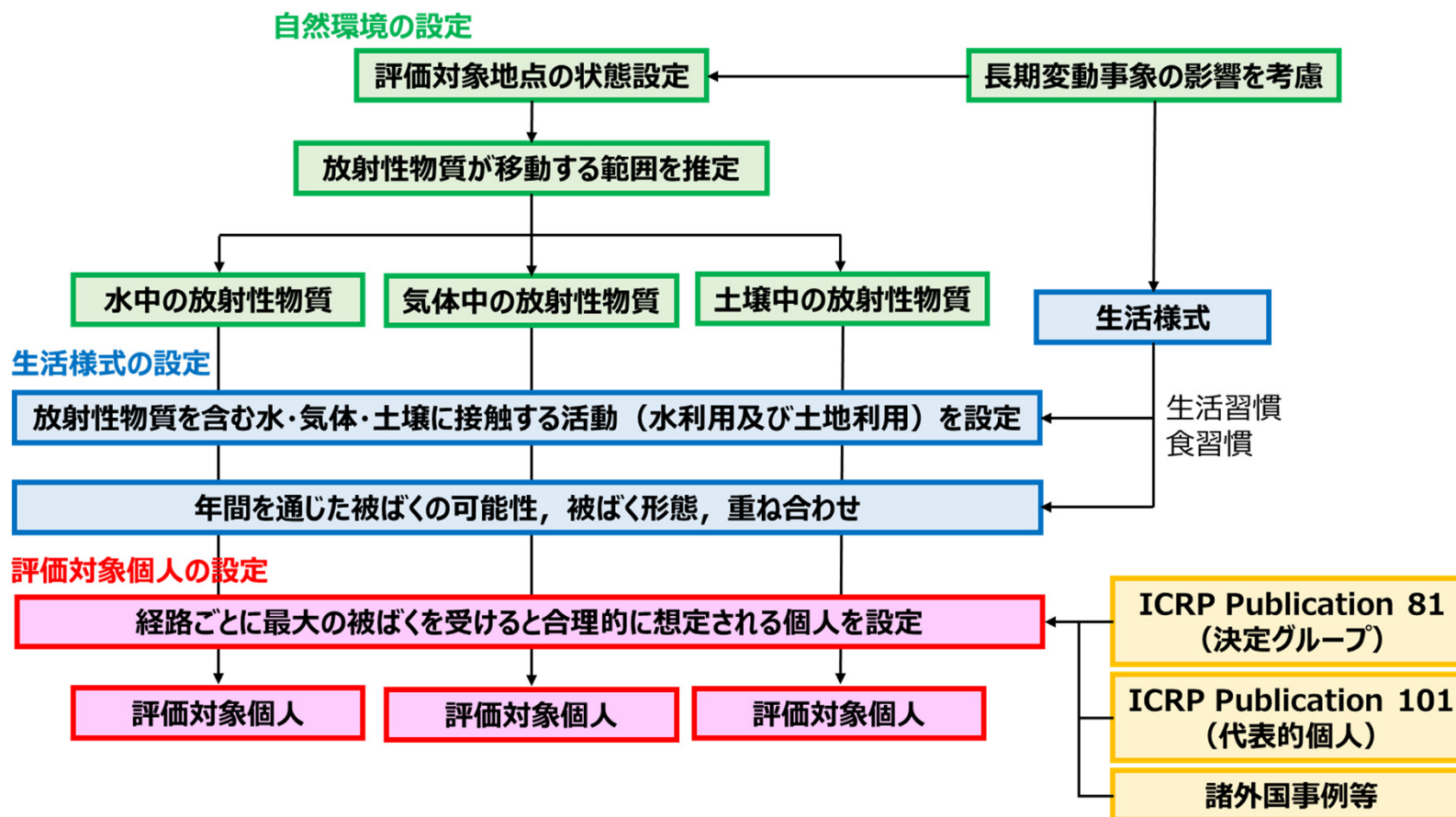




補足説明資料2 生活環境の状態設定

4. 生活環境の状態設定(1/5)

様々な人間活動によって生じる被ばく経路(被ばくをもたらす人間活動)を設定するに当たって、**廃止措置の開始後の将来の敷地及びその周辺の地質環境等の状態並びに現在の敷地及びその周辺の社会環境から被ばくが生じると考えられる人間活動(水利用及び土地利用)**を設定する。さらに、**東海村の就労形態を考慮して評価対象個人を設定**する。



第17図 生活環境の状態設定の検討フロー

4. 生活環境の状態設定(2/5)

生活様式を踏まえた人間活動の設定

(1) 水利用

- 本施設周辺には河川等の地表水はなく、雨水等は土壤に浸透し地下水となる。地下水は、本施設西側から海に向かって一様に流れることから、本施設東側以外に流れる可能性は極めて小さい。また、地下水が流出するのは海であり、海水を生活用水等に利用することは考えられない。
- 東海村には漁業経営体及び漁業従事者はほぼ存在しないが、沿岸海域では漁業が行われ、漁獲された海産物は、東海村周辺の漁港に水揚げされていることから、**漁業活動に伴う被ばく及び放射性物質が移行した海産物の摂取による被ばくが想定**される。
- 「令和2年度茨城県の水道」によると、東海村の水道普及率はほぼ100%(99.8%)であり、専らこれを生活用水に利用している。水道以外を生活用水に利用している世帯もあるが、その割合は0.2%となっている。また、廃棄物埋設地は海岸からの飛砂を防ぐために設けられた保安林よりも海側に設置を予定しており、将来においてその土地に井戸を設置して利用する可能性は極めて低く、生活用水は、水道水を利用することが現実的かつ合理的な仮定である。ただし、**水道以外を生活用水に利用する世帯が現在も一定数認められることから、将来も井戸を設置して飲用水として利用することを最も厳しい人間活動として想定する**※。
- 事業所境界よりさらに西側では、地表水を用いた灌漑用水が整備されており、新たに地下水を灌漑用水として利用する可能性が極めて小さい。また、地下水の流れは海に向かって一様に流れることから、整備された灌漑用水を用いて灌漑農業が行われることが現実的かつ合理的な仮定である。ただし、**事業所境界より西側に地下水が流れ、その地下水を灌漑用水に利用する人間活動を最も厳しい人間活動として想定**する。

(2) 土地利用

- 地下の掘削を伴う土地利用の一つに構造物の建設がある。現状の東海村では、地下数階を有するような大規模な構造物はほとんど見られず、3 m以深の掘削を行う頻度は1%未満である。そのため、**一般的な住宅の建設及びそれに伴って発生する掘削土壌上での居住を想定**する。
- また、居住に伴い家庭菜園が行われることも考えられることから、**掘削土壌上で家庭菜園で生産される農産物を摂取することを想定**する。
- なお、地下の掘削を伴わない土地利用として、農産物の生産が考えられるが、廃棄物埋設地は保安林より海側の砂丘砂層に設置することになるため、農業利用の可能性が極めて小さいことから人間活動として考慮しない。

評価対象個人の設定

- 評価対象個人は、生活様式の特徴を表した個人で、年間を通して被ばくする可能性がある個人を代表として設定する。
- 敷地及びその周辺又は我が国で現在認められる一般的な生活様式を持つ個人とし、比較的高い被ばくを受ける集団を代表する成人とする。
- 生活様式は、現在認められる就労形態ごとに異なると考えられる。評価の観点からは放射性物質が移動する水又は土壤に接触する生産活動に従事する就労者を対象とすることが合理的である。また、放射性物質は、その移動特性や放射線影響が種類ごとに異なることから、評価対象個人を複数の集団から設定する。
- 被ばくの可能性がある就労形態は、第一次産業としては、漁業及び農業が代表的であり、第二次産業では、建設業が代表的である。第三次産業及びその他の業種については、労働作業に伴う被ばくの可能性が低く、居住する人を想定することで代表できる。
- 東海村の産業別就業者数に基づくと、約7割を第三次産業が占めており、第三次産業については居住する人を想定することで代表できる。このことから、最も可能性が高い自然事象シナリオにおいては、評価対象個人を居住者とする。
- 最も厳しい自然事象シナリオにおいては、東海村の代表的な就労形態を考慮して、漁業従事者、農業従事者、建設業従事者及び居住者とする。
- なお、東海村においては、畜産業に従事する者として、肉用牛の飼育家が1戸まで減少しており、かつ、酪農、養豚、養鶏(採卵含む。)は行われていないことから、評価対象個人として畜産業従事者は考慮しない。
- それぞれの生活様式は、現在の市場の流通状況を考慮して設定する。

第14表 評価対象個人の生活様式の設定

シナリオ	評価対象個人	生活様式
最も可能性が高い 自然事象シナリオ	居住者	掘削土壌上に居住する人を対象として、 <u>家庭菜園により生産される農産物及び一般的な市場に流通した食品を摂取すると想定する。</u>
	漁業従事者	東海村において、漁港及び漁業経営体がないため、漁業従事者は東海村周辺地域に居住し、東海村沿岸で漁業に従事する人を対象として、 <u>放射性物質を含む海産物を自家消費することを想定する。その他は、一般的な市場に流通した食品を摂取すると想定する。</u>
最も厳しい 自然事象シナリオ	農業従事者	掘削土壌上に居住する人を対象として、 <u>放射性物質を含む農産物については自家消費すると想定し、その他は一般的な市場に流通した食品を摂取すると想定する。</u> なお、放射性物質を含む地下水を灌漑に利用する灌漑作業を想定する。 また、井戸を設置し、 <u>放射性物質を含む地下水を飲用水として利用することを想定する。</u>
	建設業従事者	掘削土壌上に居住する人を対象として、 <u>一般的な市場に流通した食品を摂取すると想定する。</u> また、 <u>放射性物質が地下水で移動した先での一般的な住宅の建設作業を行うことを想定する。</u> 加えて、井戸を設置し、 <u>放射性物質を含む地下水を飲用水として利用することを想定する。</u>
	居住者	掘削土壌上に居住する人を対象として、 <u>家庭菜園により生産される農産物及び一般的な市場に流通した食品を摂取すると想定する。</u> また、井戸を設置し、 <u>放射性物質を含む地下水を飲用水として利用することを想定する。</u>

第15表 人為事象シナリオの生活環境の状態設定

評価対象個人	生活環境の状態設定
建設業従事者	自然事象シナリオと同様に、 <u>放射性物質を含む土壌に近接する掘削作業を想定する。</u> ただし、自然事象シナリオで考慮するその他の人間活動による被ばくは考慮しない。 そのため、 <u>廃棄物埋設地の掘削土壌以外に居住する人を対象として、廃棄物埋設地に起因する放射性物質を含まない食品を摂取すると想定する。</u>
居住者	<u>掘削に伴うバリア機能喪失後の廃棄物埋設地からの地下水による放射性物質の移動によって生じる被ばくに関する人間活動(最も可能性が高い自然事象シナリオの水利用と同様)を考慮する。</u> そのため、 <u>大規模な掘削後の廃棄物埋設地に居住する人を対象として、家庭菜園により生産される農産物及び一般的な市場に流通した食品を摂取すると想定する。</u> なお、埋設した放射性廃棄物(金属類又はコンクリート類の放射性廃棄物)が混合された土壌上での土地利用となるため、土地利用の際には客土を施工することを想定する。

放射性物質の移動挙動

- 廃棄物埋設地の底面は、地下水に接することがない高さとすることから、埋設した放射性廃棄物は地下水と常時接することはない。そのため、埋設した放射性廃棄物に含まれる放射性物質は、地表から浸透した降雨等の浸透水を介して地下水に移動する。
- 廃棄物埋設地内の土砂の間隙中に漏出した放射性物質は、廃棄物埋設地内の土砂の収着性に応じて間隙水中に溶出するものとする。
- 廃棄物埋設地内の間隙水に溶出した放射性物質は、地下水に漏出し、地下水と接した土砂の間隙水中を移動し、海に流入する。
- 地下水の流入した海域で得られる海産物及び地下水を利用して生産された農産物には、それぞれ海産物への濃縮係数及び農産物への移行係数に応じて放射性物質が移動する。よって、それらの海産物及び農産物の摂取を含む水の利用によって公衆の被ばくが生じるものとする。
- 廃棄物埋設地に埋設した放射性廃棄物から漏出する放射性物質の移動は、基本的に地下水を介して生じる。漏出した放射性物質は地下水の中の土壌の間隙水中を移動するため、放射性物質が収着し、土壌中に放射性物質が残存するものとして、廃棄物埋設地から移動した先の土地の利用によって公衆の被ばくが生じるものとする。

評価対象個人ごとの対象とする被ばく経路

- 最も可能性が高い自然事象シナリオの評価対象個人の対象とする被ばく経路を第16表に、最も厳しい自然事象シナリオの評価対象個人ごとの対象とする被ばく経路を第17表に示す通り設定する。

第16表 最も可能性が高い自然事象シナリオにおける被ばく経路

被ばく経路		居住者
水利用	海産物の摂取に伴う内部被ばく	○
	漁業に伴う海面活動による外部被ばく	—
	漁業に伴う漁網整備による外部被ばく	—
土地利用	住宅の建設作業に伴う外部被ばく及び内部被ばく	—
	掘削土壌上での居住に伴う外部被ばく及び内部被ばく	○
	居住者の家庭菜園により生産する農産物の摂取に伴う内部被ばく	○

第17表 最も厳しい自然事象シナリオにおける被ばく経路

被ばく経路		漁業 従事者	農業 従事者	建設業 従事者	居住者
水利用	海産物の摂取に伴う内部被ばく	○	○	○	○
	漁業に伴う海面活動による外部被ばく	○	—	—	—
	漁業に伴う漁網整備による外部被ばく	○	—	—	—
	地下水を利用して生産される灌漑農産物の摂取に伴う内部被ばく	—	○	○	○
	地下水を利用した灌漑農作業に伴う外部被ばく及び内部被ばく	—	○	—	—
	井戸水の飲用に伴う内部被ばく	—	○	○	○
土地利用	住宅の建設作業に伴う外部被ばく及び内部被ばく	—	—	○	—
	掘削土壌上での居住に伴う外部被ばく及び内部被ばく	—	○	○	○
	居住者の家庭菜園により生産する農産物の摂取に伴う内部被ばく	—	○	○	○

評価対象個人ごとの対象とする被ばく経路

- 人為事象シナリオの評価対象個人の対象とする被ばく経路を第18表に示す通り設定する。

第18表 人為事象シナリオの線量の評価対象とする被ばく経路

被ばく経路		建設業 従事者	居住者
水利用	廃棄物埋設地底面までの掘削作業による覆土の浸透水低減対策喪失後の廃棄物埋設地から漏出する放射性物質が移動する海での海産物の摂取に伴う内部被ばく	—	○
土地利用	廃棄物埋設地底面までを掘削する建設作業に伴う外部被ばく及び内部被ばく	○	—
	廃棄物埋設地底面までを掘削した混合土壌の上での居住に伴う外部被ばく	—	○
	廃棄物埋設地底面までを掘削した混合土壌の上での家庭菜園により生産される農産物の摂取に伴う内部被ばく	—	○



補足説明資料1 地質環境等の状態設定

参考資料（自然現象の選定）

自然現象の選定(1/8)

国内外の文献から抽出した事象		除外の基準	評価	事象に対する考え方		
プレート運動に起因する事象	火山・火成活動	火山の影響	火山から発生する飛来物(噴石), 火山弾, 火山礫	A	不要	廃棄物埋設地に最も近い火山でも廃棄物埋設地から約90 kmと十分離れていることから, バリア機能への影響はない。
			火砕物密度流, 火砕流	A	不要	廃棄物埋設地に影響を及ぼし得る火山の過去最大規模の火砕物密度流の分布から到達可能性範囲を検討した結果, 廃棄物埋設地までの到達は認められないことから, バリア機能への影響はない。
			溶岩流	A	不要	廃棄物埋設地に最も近い火山でも廃棄物埋設地から約90 kmと十分離れていることから, 廃棄物埋設地に到達する可能性は十分に小さいと判断されるため, バリア機能への影響はない。
			火砕サージ	A	不要	廃棄物埋設地に影響を及ぼし得る火山の過去最大規模の火砕物密度流の分布から到達可能性範囲を検討した結果, 廃棄物埋設地までの到達は認められないことから, バリア機能への影響はない。
			爆風	A	不要	廃棄物埋設地に影響を及ぼし得る火山の過去最大規模の火砕物密度流の分布から到達可能性範囲を検討した結果, 廃棄物埋設地までの到達は認められないことから, バリア機能への影響はない。
			土石流, 火山泥流, 洪水	A	不要	廃棄物埋設地から西方約20 kmの那珂川に沿う瓜連(うりづら)丘陵に火山性土石流堆積物である粟河軽石が分布するが, これ以外の火山性土石流堆積物は廃棄物埋設地周辺に認められないことから, 廃棄物埋設地に影響を及ぼす可能性は十分に小さく, バリア機能への影響はない。
			降下火砕物, 降灰	—	要	廃止措置の開始後は, 地下水の水質が変化する可能性があることから, 第二種埋設許可基準規則第十三条第1項第四号にて「火山の影響(降下火砕物)」として考慮する。
			火災(山林火災)	D	不要	本事象は森林火災に包含される。

自然現象の選定(2/8)

国内外の文献から抽出した事象		除外の基準	評価	事象に対する考え方		
プレート運動に起因する事象	火山・火成活動	火山の影響	火山ガス	A	不要	廃棄物埋設地に最も近い火山でも廃棄物埋設地から約90 kmと十分離れていること、廃棄物埋設地は太平洋に面しており火山ガスが滞留するような地形条件ではないことから、廃棄物埋設地に影響を及ぼす可能性は十分に小さく、バリア機能への影響はない。
			熱水系及び地下水の異常、熱湯	A	不要	廃棄物埋設地に最も近い火山でも廃棄物埋設地から約90 kmと十分離れていることから、廃棄物埋設地に影響を及ぼす可能性は十分に小さく、バリア機能への影響はない。
			岩屑なだれ、地滑り、斜面崩壊、山体崩壊	A	不要	廃棄物埋設地に最も近い火山でも廃棄物埋設地から約90 kmと十分離れていることから、廃棄物埋設地に到達する可能性は十分に小さいと判断されるため、バリア機能への影響はない。
			新しい火口の開口	A	不要	廃棄物埋設地は火山フロントより前弧側(東方)に位置し廃棄物埋設地周辺では火成活動は確認されていないことから、廃棄物埋設地において発生する可能性は十分に小さいと判断されるため、バリア機能への影響はない。
			津波、静振	D	不要	本事象は津波に包含される。
			大気現象	A	不要	廃棄物埋設地に最も近い火山でも廃棄物埋設地から約90 kmと十分離れていることから、廃棄物埋設地に影響を及ぼす可能性は十分に小さく、バリア機能への影響はない。
			地殻変動	A	不要	廃棄物埋設地は火山フロントより前弧側(東方)に位置し廃棄物埋設地周辺では火成活動は確認されていないことから、廃棄物埋設地において発生する可能性は十分に小さいと判断されるため、バリア機能への影響はない。
			火山性地震とこれに関連する事象	D	不要	本事象は地震に包含される。



自然現象の選定(3/8)

国内外の文献から抽出した事象		除外の基準	評価	事象に対する考え方		
プレート運動に起因する事象	地震・断層活動	地震	—	要	廃止措置の開始後は、将来も同様の場所で繰返し発生する可能性があることから、第二種埋設許可基準規則第十三条第1項第四号にて「地震」として考慮する。	
		地盤の変形	—	要	廃止措置の開始後は、地殻変動によって生じる地盤の傾斜及び撓みの可能性があることから、第二種埋設許可基準規則第十三条第1項第四号にて「地盤の変形」として考慮する。	
		地盤の変位	C	不要	廃棄物埋設地周辺に将来活動する可能性のある断層がないことから、地盤の変位は発生しないため、考慮しない。第二種埋設許可基準規則第三条(安全機能を有する施設の地盤)にて別途詳細な説明をする。	
		液状化	—	要	廃止措置の開始後は、廃棄物埋設地の地盤の液状化の可能性のあることから、第二種埋設許可基準規則第十三条第1項第四号にて「液状化」として考慮する。	
		津波	—	要	廃止措置の開始後は、海水が廃棄物埋設地周辺に流入する可能性があることから、第二種埋設許可基準規則第十三条第1項第四号にて「津波」として考慮する。	
	隆起・沈降運動	隆起・沈降	—	要	廃止措置の開始後は、侵食基準面の変化により河食に影響する可能性があることから、第二種埋設許可基準規則第十三条第1項第四号にて「隆起・沈降」として考慮する。	
		その他	変成作用	A	不要	廃棄物埋設地周辺は、新規の火山活動が生じる可能性はないため、マグマ活動による接触変成作用は生じない。また、太平洋プレート沈み込み帯(海溝)よりも背弧側に位置し、地下深部のような高圧条件環境となることはないため、広域変成作用は生じない。加えて、中位段丘が分布しており、隆起場と考えられるため、埋没変成作用は生じない。
			塑性変形作用	A	不要	廃棄物埋設地周辺は、断層帯や褶曲帯ではないため、断層面の先端部で発生する塑性変形や褶曲による塑性変形は生じない。
			続成作用	A	不要	廃棄物埋設地周辺は、中位段丘が分布しており隆起場と考えられるため、地層が地下に埋没して地表よりも高い温度・圧力(荷重)の環境下で進展する続成作用は生じない。
			構造運動	C	不要	構造運動の進行速度は緩慢であり、地質環境等の状態の設定を行う廃止措置の開始後の1,000年までの期間において、バリア機能が損なわれることは考えられない。
地殻変動	C	不要	地殻変動の進行速度は緩慢であり、地質環境等の状態の設定を行う廃止措置の開始後の1,000年までの期間において、バリア機能が損なわれることは考えられない。			
水蒸気	A	不要	廃棄物埋設地に最も近い火山でも廃棄物埋設地から約90kmと十分離れていることから、火山事象に伴い水蒸気が発生することはない。			

自然現象の選定(4/8)

国内外の文献から抽出した事象	除外の基準	評価	事象に対する考え方	
気候変動に起因する事象	静振	D	不要	本事象は津波に包含される。
	高潮	D	不要	本事象は津波に包含される。
	波浪, 高波	D	不要	本事象は津波に包含される。
	高潮位, 高湖水位	D	不要	本事象は津波に包含される。
	低潮位, 低水位	C	不要	廃棄物埋設施設には海洋及び河川から取水する設備がないため, バリア機能への影響はない。
	海流異変	C	不要	廃棄物埋設施設には海洋及び河川から取水する設備がないため, バリア機能への影響はない。
	風(台風)	—	要	廃止措置の開始後は, 風(台風)による廃棄物埋設地への力学的影響の可能性あることから, 第二種埋設許可基準規則第十三条第1項第四号にて「風(台風)」として考慮する。
	竜巻	D	不要	事象の発生頻度は極稀であり, かつ, 周辺で発生したとしても直接バリア機能に影響する可能性はさらに低くなる。発生頻度を考慮して, 同じく廃棄物埋設地への力学的影響の可能性である風(台風)の影響に包含される。
	砂嵐	A	不要	廃棄物埋設地周辺に砂塵が舞い上がるような砂漠や大規模な砂丘は分布しない。
	極端な気圧	C	不要	バリア機能が損なわれるような事象ではない。
	降水(量)	—	要	廃止措置の開始後は, 降水量の変化に伴いかん養量及び地下水位(地下水流動)に影響する可能性があることから, 第二種埋設許可基準規則第十三条第1項第四号にて「降水量」として考慮する。
	洪水, 高河水位, 防壁・堤防の崩壊	C	不要	廃棄物埋設地及びその周辺はT.P.+約8 mに造成するため, 廃棄物埋設地全域で浸水は発生しないと考えられることから, バリア機能が損なわれることは考えられない。
降雹	—	要	廃止措置の開始後は, 降雹による廃棄物埋設地への力学的影響の可能性あることから, 第二種埋設許可基準規則第十三条第1項第四号にて「降雹」として考慮する。	

自然現象の選定(5/8)

国内外の文献から抽出した事象	除外の基準	評価	事象に対する考え方
落雷(電流)	C	不要	廃止措置の開始後は、電源を必要とする設備がないため、バリア機能への影響はない。
高温	—	要	廃止措置の開始後は、気温の変化に伴い降水量及び蒸発散量に影響する可能性があることから、第二種埋設許可基準規則第十三条第1項第四号にて高温及び低温、凍結をまとめて「気温」として考慮する。
低温・凍結	—	要	廃止措置の開始後は、気温の変化に伴い降水量及び蒸発散量に影響する可能性があることから、第二種埋設許可基準規則第十三条第1項第四号にて高温及び低温、凍結をまとめて「気温」として考慮する。
氷結	D	不要	本事象は低温・凍結に包含される。
氷晶	D	不要	本事象は低温・凍結に包含される。
氷壁	A	不要	氷壁(氷河の末端や冰山等の絶壁)は、廃棄物埋設地に影響を与えるほど近接した場所には発生しない。
高水温	C	不要	廃棄物埋設施設には海洋及び河川から取水する設備がないため、バリア機能への影響はない。
低水温	C	不要	廃棄物埋設施設には海洋及び河川から取水する設備がないため、バリア機能への影響はない。
干ばつ	C	不要	バリア機能が損なわれるような事象ではない。
霜	C	不要	バリア機能が損なわれるような事象ではない。
霧	C	不要	バリア機能が損なわれるような事象ではない。
積雪	—	要	廃止措置の開始後は、積雪による廃棄物埋設地への力学的影響の可能性があるので、第二種埋設許可基準規則第十三条第1項第四号にて「積雪」として考慮する。
雪崩	A	不要	雪崩は、廃棄物埋設地に影響を与えるほど近接した場所には発生しない。
土壌の収縮・膨張	A	不要	廃棄物埋設地の土壌は砂丘砂層であり、廃棄物埋設施設のバリア機能は土壌の収縮・膨張による影響は受けないため、バリア機能への影響はない。

気候変動
に起因
する事象

自然現象の選定(6/8)

国内外の文献から抽出した事象	除外の基準	評価	事象に対する考え方	
気候変動 に起因 する事象	海氷による川の閉塞	C	不要	廃棄物埋設施設には海洋及び河川から取水する設備がないため、バリア機能への影響はない。
	湖若しくは川の水位降下	C	不要	廃棄物埋設施設には海洋及び河川から取水する設備がないため、バリア機能への影響はない。
	海水準変動	—	要	廃止措置の開始後は、海水準変動によって侵食基準面が変化することにより、河食に影響する可能性があることから、第二種埋設許可基準規則第十三条第1項第四号にて「海水準変動」として考慮する。
	風化	—	要	廃止措置の開始後は、風化による廃棄物埋設地への力学的影響及び化学的影響の可能性のあることから、第二種埋設許可基準規則第十三条第1項第四号にて「風化」として考慮する。
	蒸発散(量)	—	要	廃止措置の開始後は、かん養量の設定に必要となるため、第二種埋設許可基準規則第十三条第1項第四号にて「蒸発散量」として考慮する。
	かん養(量)	—	要	廃止措置の開始後は、廃棄物埋設地への浸透水量の変化に伴い廃棄物埋設地からの放射性物質の漏出量に影響する可能性があることから、第二種埋設許可基準規則第十三条第1項第四号にて「かん養量」として考慮する。
	永久凍土	A	不要	廃棄物埋設地周辺は、永久凍土が生じるような環境にない。
	気候変動サイクル	D	不要	本事象は高温、低温・凍結、降水量、海水準変動に包含される。
	氷期—間氷期サイクル	C	不要	氷期—間氷期サイクルの進行速度は緩慢であり、地質環境等の状態の設定を行う廃止措置の開始後の1,000年までの期間において、バリア機能が損なわれることは考えられない。
	温暖化	D	不要	本事象は高温、低温・凍結、降水量、海水準変動に包含される。
	季節的な氷の量	A	不要	廃棄物埋設地周辺は、季節的な氷が発生するような環境にない。
	地下水位 (地下水流動)	—	要	廃止措置の開始後は、地下水位(地下水流動)の変化に伴い地下水流速に影響する可能性があることから、第二種埋設許可基準規則第十三条第1項第四号にて「地下水位(地下水流動)」として考慮する。

自然現象の選定(7/8)

国内外の文献から抽出した事象	除外の基準	評価	事象に対する考え方	
プレート運動と気候変動の両者に起因する事象	河川流量	A	不要	廃棄物埋設地周辺の地下水は、地表に流出することなく海域に達するため、バリア機能への影響はない。
	土石流	A	不要	廃棄物埋設地周辺に土石流を発生させるような地形は存在しない。
	陥没	A	不要	廃棄物埋設地周辺の地層は、地層の構成物が物理的に流出するあるいは化学的に溶脱するような地質状況ではないため、陥没は発生しない。
	地形及び陸水の変化	D	不要	廃止措置の開始後は、「隆起・沈降」、「侵食」、「海水準変動」に包含される。
	地盤の侵食	—	要	廃止措置の開始後は、侵食作用が継続することにより廃棄物埋設地に影響する可能性があることから、第二種埋設許可基準規則第十三条第1項第四号にて「侵食」として考慮する。
	海岸侵食	D	不要	廃止措置の開始後は、「地盤の侵食」に包含される。
	海面下の侵食	A	不要	海面下の侵食は、廃棄物埋設地に影響を与えるほど近接した場所に発生しない。
	地下水による侵食	A	不要	廃棄物埋設地周辺は、陥没やカルストが発生する地質状況ではないため、地下水による侵食は発生しない。
	河川の流路変更	D	不要	廃止措置の開始後は、河川の変化は、「地盤の侵食」に包含される。
	変質	A	不要	廃棄物埋設地周辺は、新規の火山活動が生じる可能性はないため、マグマ活動による熱水が発生することはない、変質は生じない。
	流出地点の状態(河川, 沼)	A	不要	廃棄物埋設地周辺の地下水は、地表に流出することなく海域に達するため、流出地点(河川, 沼)はないため、バリア機能への影響はない。
	泥湧出	A	不要	廃棄物埋設地周辺は、泥湧出が発生するような地質構造(歪集中帯, 背斜構造, 高圧の間隙水及びガス地層)ではない。
地滑り	A	不要	廃棄物埋設地周辺に地滑りが発生するような地形は存在しない。	

自然現象の選定(8/8)

国内外の文献から抽出した事象	除外の基準	評価	事象に対する考え方	
その他の事象	透水性の変化	C	不要	廃棄物埋設地は不飽和土層であり、廃棄物埋設地周辺の地盤の透水性の変化が廃棄物埋設地の浸透水量に影響することはないため、バリア機能への影響はない。
	斜面の不安定	A	不要	廃棄物埋設地周辺に不安定な斜面は存在しない。
	森林火災	C	不要	廃棄物埋設地は不燃性であるため、バリア機能が損なわれることは考えられない。
	草原火災	C	不要	廃棄物埋設地は不燃性であるため、バリア機能が損なわれることは考えられない。
	生物学・生化学的現象・微生物	—	要	廃止措置の開始後は、第二種埋設許可基準規則第十三条第1項第四号にて「生物的事象」として考慮する。
	塩害	C	不要	廃棄物埋設施設には塩分に影響を受ける設備がないため、バリア機能への影響はない。
	隕石	E	不要	隕石が衝突する可能性は極めて低い。
	カルスト	A	不要	廃棄物埋設地周辺は、石灰岩などの炭酸塩岩の地層は分布しないため、カルストは発生しない。
	岩塩ダイアピル	A	不要	廃棄物埋設地周辺は、岩塩層が分布しないため、岩塩ダイアピルは生じない。
	有毒ガス	C	不要	廃棄物埋設施設には人間により操作される設備がないため、バリア機能への影響はない。
	太陽フレアによる磁気満潮	C	不要	廃止措置の開始後は、電源を必要とする設備がないため、バリア機能への影響はない。
	天水の水質	D	不要	本事象は津波に包含される。
	表流水・地下水の水質	C	不要	現状の地下水は、廃棄物埋設施設のバリア機能に影響を及ぼす水質ではないため、バリア機能が損なわれることは考えられない。また、長期的にも、水質が急激に変化することは想定しづらい。 現状の表流水は、廃棄物埋設施設のバリア機能に影響を及ぼす水質ではないため、バリア機能が損なわれることは考えられない。また、長期的にも、水質が急激に変化することは想定しづらい。なお、廃棄物埋設地周辺の地下水は、地表に流出することなく海域に達するため、表流水の水質による影響はない。